

UNIVERSITY
JOURNAL

全大教時報

Vol. 41 No. 4
2017.10

京大賃金訴訟(労働事件)の報告

高山 佳奈子 <京都大学法科大学院 教授、原告団長>

雇止め問題 ～名古屋大学の場合

佐々木 康俊 <名古屋大学職員組合 書記次長>

教育勅語の何が問題か？

石井 拓児 <名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授>

ローカル線で行く！フーテン旅行記(14)

－「鉄道の日」記念 四国と新幹線の関係！－

大西 孝 <岡山大学工学部 助教>

Contents

● 京大賃金訴訟（労働事件）の報告	1
高山 佳奈子（京都大学 法科大学院 教授、原告団長）	
● 雇止め問題 ～名古屋大学の場合	11
佐々木 康俊（名古屋大学職員組合 書記次長）	
● 教育勅語の何が問題か？	31
石井 拓児（名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授）	
ローカル線で行く！フーテン旅行記 14	
―「鉄道の日」記念 四国と新幹線の関係！―	52
● 大西 孝（岡山大学 工学部 助教）	

京大賃金訴訟(労働事件) の報告

京都大学法科大学院 教授
原告団長

高山 佳奈子



専門は刑法。現在は、経済刑法や国際刑法の研究をすすめている。国際刑法学会本部事務総長補佐、比較法国際アカデミー会員、日本刑法学会理事、日独法学会理事、日本学術会議会員等。
2012～2013年、京都大学職員組合委員長として活躍。

はじめに

本件訴訟は、2012年2月29日の国家公務員給与臨時特例法による同年4月から2年間の国家公務員の給与減額に乗じて、国が全国の国立大学法人に対して賃下げを要請したことを受け、京都大学において減額された賃金の支払いを教職員・元教職員が大学法人に請求したものである。筆者は2012年7月1日から2013年6月30日まで京都大学職員組合中央執行委員長を務めた。就任時、臨時賃下げにかかる法人側との団体交渉がすでに開始されていたが、京大では賃下げの強行は2012年8月からであり、訴訟提起は2013年6月であったので、この間の裁判闘争への取り組みは筆者を中心に進めることとなった。賃下げは他大学と同じく2014年3月まで実施された。

京大事案には、他大学と異なる点がいくつかある。賃下げの実施期間は20

か月間であった。また、京都大学附属病院に勤務する看護師など医療職職員については賃下げが全く行われなかった。他の常勤教職員の賃下げ率は、教授相当が 4.35%、准教授相当が 2.5%、助教相当が 1.0% であり、事務職員にも同じく 3 段階の異なる率が適用された。

本件では最高裁判所で労働者側の上告・上告受理申立が棄却されており、それに至る時系列的な経過は次のとおりである。

第一審は、未払い賃金請求を内容に 2013 年 6 月 11 日に組合員と元組合員 96 人が提訴して京都地方裁判所第 6 民事部に係属し、その後原告は 115 人まで増加した。同年 9 月 10 日に第 1 回、11 月 19 日に第 2 回、2014 年 1 月 14 日に第 3 回、同年 3 月 14 日に第 4 回口頭弁論が開かれ、4 月 1 日に裁判官全員が交替し堀内照美部長・高松みどり判事・渡邊毅裕判事補の裁判体となった。同年 5 月 12 日に第 5 回口頭弁論、6 月 18 日に準備手続、9 月 3 日に第 6 回口頭弁論が開催された。10 月 29 日の第 7 回口頭弁論で、法人側証人として前人事課長と前人事課長補佐が出廷した。11 月 5 日の第 8 回口頭弁論は、原告側本人・証人尋問で、京大職組の石田茂光前書記長、西牟田祐二委員長、高山副委員長（いずれも当時）が陳述を行った。2015 年 1 月 22 日には裁判長が出廷できず結審が延期された。同年 3 月 2 日の第 9 回口頭弁論で最終弁論が行われ、結審となった。同年 5 月 7 日に原告の請求を棄却する判決が言い渡された。

控訴審は、2015 年 5 月 21 日に控訴人 110 人で提起され、大阪高等裁判所第 14 民事部に係属した。労働者側は、西谷敏・大阪市立大学名誉教授、和田肇・名古屋大学教授、矢野昌浩・龍谷大学教授の意見書と、藤内和公・岡山大学教授および深谷信夫・茨城大学教授の論文を提出した。口頭弁論は、2015 年 10 月 13 日、12 月 22 日、2016 年 2 月 15 日、3 月 23 日の 4 回で終結し、同年 7 月 13 日に控訴棄却判決が言い渡された。

上告審では、2016 年 7 月 25 日に 109 人による上告・上告受理申立がなされ、最高裁判所第三小法廷が 2017 年 6 月 6 日に上告（上告受理申立）棄却決定を下した。

本件弁護団は、京都弁護士会・京都第一法律事務所に所属する村山晃弁護

士、岩橋多恵弁護士、渡辺輝人弁護士、谷文彰弁護士、寺本憲治弁護士、高木野衣弁護士にご担当いただいた。各期日には、原告およびその他の京大職組メンバー、OG・OB、全大教および他単組のメンバーらが多数、傍聴に駆けつけてくださった。

本件裁判は、敗訴という結果にはなったが、労働運動および社会運動として今後にも影響する一定の異議を持ち得たと考える。その提起した問題と将来への展望を書かせていただくこととする。

1. 判決内容の問題点

本件各審級の裁判所が下した、原告らの請求を棄却する判断は、あらゆる面において、労働者の権利だけでなく国家としての日本の国際的信頼をも著しく傷つけるものである。他単組の判決にも共通するが、第一審の各判決は、憲法や労働法を実質的に無視しているという内容面でも、民事訴訟法に反して判決を出しているという手続面でも、違法なものである。

他大学や国家公務員にも共通して関連する前提として、そもそも、今回の賃下げは復興財源の確保を口実としたが、会計検査院が2013年10月31日に公表した報告書「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」は、2012年度に、被災地と直接関係のない事業に振り向けられていた予算額が、復興特別会計のうち約3000億円、また復興予算で造成された「全国向け事業に係る基金」のうち1兆円以上に上ったとしている。国家公務員の臨時賃下げ訴訟で明らかにされていることであるが、公務員における賃下げですら、被災地復興のために無用であった。

次に、削減された賃金が被災地復興のために必要だったと仮定しても、国立大学法人法上、国立大学教職員は公務員ではなく、民間労働法制の適用を受ける。労働契約法9条は、労使の合意のない労働条件の不利益変更を禁じており、10条はその例外の要件として「就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、

労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものである」ことを定める。法律上、この要件を充足したことの举证責任は大学法人側にある。

ここから先が特に問題である。他単組の裁判においては、いずれも、大学に賃下げを回避する財源があったとする原告の主張に対し、裁判所が、証拠に基づかない事実認定を行い、財源はなかったものとしているところが不当である。だが、京大事件はそうではなかった。

大学側は賃下げ実施にあたって教職員に、東日本復興財源の確保のため、という理由だけを述べていた。団体交渉の過程でも、賃下げは国に強制されているわけではなく法人の自主的な判断によるものであると繰り返されていた。財源不足が賃下げの理由であるとされていたわけである。ところが、裁判が始まると、大学側はこの点に関する举证責任を果たそうとすらしなかった。すなわち、賃下げ率が、「運営費交付金の減額が大きいほど賃金削減幅が小さくなる」という、理解困難な計算方法によって決められていたことを認めた。準備書面等においては定期預金が210億円あったとし、証人尋問では財務について供述できる者を証人とすることを拒否して、証人に「直接的にこの業務にタッチしてごいません」、「この現実的な中身はわかりません」（人事課長証人調書40-41頁）と証言させている。これによって、賃下げを回避できる財政的余裕のあったことが前提となり、教職員に対して虚偽の説明が行われていたことが判明した。福岡教育大事件の一審判決のように「賃下げに応じなければ交付金がさらに大幅に減額されるおそれがあった」などとする虚構すらも述べられなかった。

それではなぜ請求が棄却されたのか。京大一審判決は、「国による要請に起因して、被告においては給与減額支給措置を講ずるという判断をせざるを得ない状況に至った」とし（判決66頁）、控訴審判決は「要請に沿うような対応を採るべき必要性が生じていたことは明らかであり、実質的にこれを拒むという選択肢はなかった」としている（判決71頁）。しかし、第一審の証人尋問で、賃下げを行わないといかなる不利益が予想されるのかという原告側の問いに対し、大学側証人は「マスコミとかに風評を書かれて、世論から

批判を受けるということも想定しています」。「マスコミだけではなく、マスコミイコール周りのすべての機関とか人から」としか述べていない（人事課長証人調書 24 頁）。この点に関し 3 人の裁判官からさらに釈明を促す質問はなかった。

労働契約法に関するこれまでの判例には、財政的な必要性が皆無であるのに賃下げを強行できるなどとするものはなかった。条文の解釈からして無理である。それこそ災害時などの緊急避難であれば別であろうが、それは違法性阻却事由によるものであって労働契約法自体の解釈の問題ではない。財政的な余裕があるのに賃下げが可能であるとしたことは、およそ労働法の存在そのものを否定するに等しい。

しかも京大の場合、賃下げ率の計算式が誤りであったことが判明しているが、判決は、いかなる率でも賃下げができるとしている。京大の収入に占める国からの運営費交付金の割合は約 3 割であった。それならば、仮に国家公務員の賃下げにそのままならったとしても、京大では、公務員の賃下げ率に運営費交付金依存率を掛け合わせた数値（以下）が設定されなければならないはずである。教授クラスは 3% 台以下でなければ「便乗賃下げ」となるのに、実際にはそれを大幅に上回る賃下げが行われている。

控訴審判決も一審と同じく、運営費交付金の減額分をカバーできる十分な財源があり、かつ、減額された賃金が被災地復興に使われていなくても、国の要請さえあれば合法だとしていた。また教職員に説明も理解もされていない賃下げ率を是認した。憲法上保障された労働者の権利を無視し、法治主義を正面から否定する暴挙である。

両判決は、国の要請という国家権力からの介入があれば事実上従わざるをえない旨を述べている。法律上、国立大学法人教職員は公務員としての地位を奪われ、民間の労働者と同様に扱われるものとされているにもかかわらず、国立大学教職員は民間の労働者であれば適用されるべき労働法による保護すらも受けられないこととなる。このような扱いは、労働契約法の理解としても、独立行政法人通則法の理解としても、無理である。学問の自由や大学の自治という憲法上の権利も全くないがしろにされてしまう。

国家公務員でさえ、特例法が制定されて初めて、賃下げの対象とされたわけである。だが本来、公務員についても、人事院勧告と全く異なる内容の給与改定は認められないはずである。また当然のことながら、国は国・私立大学に賃下げを強制する権限を持たない。法的根拠なく、国の要請だけで賃下げができるならば、それは単なる基本的人権の剥奪である。

さらに、労働者には、団体交渉において賃下げの理由を聞く権利もないということである。

最高裁の上告棄却決定は、実質的な理由を付さない形式的な文言によるものであった。

2. 裁判手続の問題点

民 事訴訟法は、「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない」(246条)とするとともに、判決「主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない」(253条2項)としている。本件の各判決はこれに明確に違背しており、司法の独立および憲法と法律に従った裁判を定める憲法76条3項にも反する。他単組の裁判でも、当事者主義という民事訴訟の大原則を無視し、被告側ですら主張していないことを裁判所が勝手に理由として持ち出す判決が出されている。とりわけ、訴訟法を無視した事実認定によって財政的な必要性が無理に肯定されている。

京大の場合、一審判決が、団体交渉の過程で1回も言及すらなされていない内規の条項を、労使双方の了解とは全く異なる意味に理解し、これを判決の根拠とするという事態が生じた。具体的には、京大の内規で、俸給表が国家公務員の俸給表を基に作成されていたところ、判決はこれを「国家公務員の賃下げが行われた場合にはそれにならって賃下げができる」という意味に曲解したのである。諸外国の中には、あからさまに法律に反する判決を出した裁判官が「枉法罪」で処罰されている例もあることを想起すべきである。本

件のような法の運用は、司法制度への冒涇であるとさえいいうる。憲法が裁判所に与えた役割をことごとくないがしろにしており、立憲主義とは何なのか、基本的人権とは何なのかという疑問を持たざるをえない。

日本には「枉法罪」という名前の犯罪類型はないが、裁判官が法律に反して事実を歪曲すれば、一般の公務員職権濫用罪を構成し、刑事告発も可能である。合議体の評議は秘密であるが、京大では、一・二審とも全員一致の判決だったことがわかっている。6人の裁判官の誰一人として、国と大学法人との間のやりとりについて質問を発していないためである。職員が「風評が生じる」と思っただけで、ひとり約70万円にも及ぶ財産剥奪が合法とされるはずがない。裁判官ならば何をしてもしよいわけではない。

刑事告訴については、京大職組や全大教の取り組みとして取り上げていただく予定はない。だが、京大と他単組にかかる不当判決のいずれも、裁判官の腐敗を明らかに示すものである。憲法と法律を無視した判決が続くようであれば、筆者は、公訴時効が完成する前に、公務員職権濫用罪の被害者として行動を起こすことを考えている。

3. さらなる取り組み

全国の国立大学における取り組みの中で、裁判の終結を向かえる大学が増えてきたが、労働組合全体としては、国立大学教職員が労働法上の無保護状態に置かれていることを社会にアピールしていく必要がある。本裁判闘争を、私たちの暮らしだけでなく司法の独立と法治主義を守る闘いとしても位置づけ、他単組と連携しながら社会に問題を提起しなければならない。司法の腐敗は人事制度により広がっている。最高裁の人事が政治的に左右され、他の裁判官の人事は最高裁が決めているからである。憲法や法律を無視してまでも、保身のための判決を書く者がいる。

立憲主義の破壊を是正するには、海外からの助力も効果的であると考え。全労連国際局の発表によると、国際労働機関（ILO）「結社の自由」委員会は、

連合と全労連の申立てを受けた日本政府に対する勧告の中で、「委員会は政府および申立人に対し、国立大学当局の一方的賃金切下げに反対する国立大学職員組合による訴訟の結果報告を継続するよう要請する」と指摘し、これが2016年6月11日のILO理事会で承認された。このような賃下げ措置は国際的批判をも浴びる余地のあるものである。これをふまえ、今後国際機関への申立てを検討する。

さらに、筆者は、国から大学法人への違法なはたらきかけを原因として賃下げが生じたことを理由に、国家賠償請求訴訟を提起した。提訴は、賃下げ被害救済の消滅時効が成立する前の2017年3月16日に、京都簡易裁判所において行い、事件は京都地方裁判所第6民事部の合議体に移送されて係属した。これまでの口頭弁論は、第1回が6月14日、第2回が8月9日、第3回が9月20日に開かれ、第4回は10月25日に決まった。国家賠償請求は、新潟大の裁判でも、大学法人に対する労働法上の訴えと合わせて扱われているが、新潟での2017年7月12日の第一審判決は、主として国および大学法人の財源不足を理由に労働者側の請求を棄却している。しかし、これは「ごまかし」である。国の財源確保は、運営費交付金の削減によって完結するからである。国から大学への数次にわたる賃下げの要請は、国の財源を1円も増やさない。そこで、筆者の行政訴訟においては、事実上、「賃下げの要請が違法な行政指導にあたるか」だけが論点になっている。

行政指導といえども、何の行政目的にも関係のない単なる人権侵害のためだけに実施することはできない。行政手続上も、行政指導とは「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」とされる(2条6号)。賃下げは「任務又は所掌事務」に含まれない財産権侵害にすぎず、「行政目的を実現するため」のものにはなりえない。

おわりに

立 憲主義の中で重要な位置を占めるはずの司法の独立や法治主義が、崩壊していることは、本件を通じても看取される。従来の判例の流れや学説の理解と全く異なる判断を下級審が示しているにもかかわらず、最高裁が理由を付さずに上告を棄却したことは、判例法の形成の観点からも問題である。これは、事件そのものを「なかったことに」する姿勢なのか、それとも、判例法が瓦解しても構わないとする姿勢なのだろうか。本件各判決は、労働契約法や独立行政法人通則法に関する労働法学および行政法学のこれまでの議論の蓄積を無に帰せしめる性質のものである。従来認められてきた基本的枠組みにのっとった意見書や論文が一顧だにされなかったことは、これらの学問領域に取り組む専門家の存在意義をも失わせかねない。まともな検討の対象たりうる内容ではなく、司法における反知性主義の露呈である。

理由のない賃下げは私大との間の給与格差を拡大させており、筆者の所属する研究科では、司法試験委員経験者を中心に教授が毎年数人ずつ私大に転出する事態が起きている（この傾向が最初に顕在化したのは東京大学大学院法学政治学研究科である。法人化以降、教員の流出が相次ぎ、司法試験出題科目の担当教員が定年まで勤務することが少なくなった）。

国家公務員の臨時賃下げおよび国立大学への運営費交付金減額幅の臨時引き上げによって確保された財源が、被災地に届いていないという事実も、到底国民を納得させるものではない。

京都大学職員組合では、2017年9月20日に、本件裁判にかかる総括報告集会を開催した。その準備にあたり、同組合の中央執行委員会には、この裁判闘争を振り返ったさまざまな思いが寄せられた。2013年6月11日の提訴から、2017年6月6日の最高裁の上告棄却までの間、裁判への取り組みは4年に及び、100人を超える原告が最後まで一緒に闘ってくれた。筆者は、現在進行中の国家賠償請求訴訟の書面の作成時に、終結した労働裁判の原告リストを一人一人について見て行く作業の機会を持った。改めて、これほど多くの仲間が頑張ってくれたことへの感謝の念を強くした。原告メンバーを集

め、あるいは証言に立ってくれた中央執行委員の中には、再雇用などの地位で賃下げを受けず、原告にはなかった人もいたが、それらの組合員も含め、同僚、OG・OB、他単組や全大教、地域の労働団体の方々が大勢傍聴に来てくれていた。報告集会当日にも、弁護団の方々を始め、こうした多様な集団に属するメンバーが遠くからもご参加くださった。本訴訟の結果にかかわらず、これまでにこの裁判を支援してくださったすべての方々に心から感謝申し上げる。

2013年の提訴後、日本社会全体で、特定秘密保護法（2013年12月に強行採決）に対する反対運動が高まっていた。国家権力による市民生活の統制は大学にも及びつつあった。京都大学においては、最大数の教職員を抱える吉田事業場における、2014年の過半数代表を選出する選挙で、職組から筆者が候補者に立ったのに対し、大学法人側は、「賃下げやむなし」を主張する対立候補者を置いた。1票でも多く教職員の支持を得るため、日々キャンパスでの呼びかけが続いた。並行して、政府の意向を受けたトップダウン式統制を掲げる前総長を中心とする、総長選挙廃止の動きが明らかになり、職組としても、学生や全国の同窓生をも巻き込んだ廃止反対署名や、情報隠蔽との闘いを繰り広げるに至った。結果として、選挙にかかわるこの2つの運動では勝利することができたが、そのためのエネルギーは、賃金裁判と結び付いた形でも蓄積されていったといえる。

京都大学でのこうした取り組みが、地域や全国で注目され、労働者や大学人を励ます要素となったことを願う。本裁判闘争は、声を上げることの大切さを示す意味で、社会のいろいろな問題への波及効果も有したと考える。各位にお礼を申し上げるとともに、京大職組の運動の展開への引き続きのお力添えをお願いしたい。

雇止め問題 ～名古屋大学の場合

名古屋大学職員組合 書記次長
全国大学高専教職員組合 中央執行委員

佐々木 康俊



名古屋大学大学院工学研究科材料デザイン工学専攻（計算組織学研究グループ）技術補佐員。名古屋大学職員組合書記長、中央副執行委員長を経て現役職。2015 年度より全大教中央執行委員。

はじめに

名 古屋大学職員組合の契約職員（日給制、大多数は年俸制のフルタイム職員）・パート職員で構成する職種別の部会では、2013 年の改正労働契約法施行に伴い、非常勤職員の期限撤廃に向けて各部局長と会見を行ってきました。そして、団体交渉、学習会の開催、ビラ配り、署名活動、ノボリによる宣伝など積極的に活動しました。その結果、名古屋大学のこれまでの労働契約法への対応案の見直が行われ、2018 年度より非常勤職員の雇用が大きく変わろうとしています。

ここからは、この間の改正労働契約法への対応へのとりくみの報告だけでなく、国立大学法人化後の国立大学をめぐる問題や、その状況を広範な国民に説明し、問題意識を共有する方法の一つとして愛知県为国家公務員の組合や教育関係団体との連帯したとりくみ、看護師への年俸制適用職員の導入を、検討に入る前に中止させた例も併せて紹介していきたいと思います。

1. 国立大学法人化後急増している「非常勤職員」

国立大学は2004年度から「非国家公務員型」として、法人化され、国立大学法人となりました。その過程で、法人化以前は「会計雇」で雇用されていた週30時間未満のパート職員も大学の職員となりました。ただ、法人化後非常勤職員が増えた理由をこの点だけで解釈すると誤った認識となる可能性があります。各国立大学が公表している「役職員の報酬・給与等について」から、法人化後の推移を見てみますと、名古屋大学では2004年度任期付年俸制職員は教員に5人いただけでしたが、2016年度には年俸制適用任期付職員724人(教員691人、事務・技術2人、専門職3人、U R A 28人)と年俸制適用非常勤職員202人(教員15人、事務・技術187人)へ激増しています。同じく2004年度の常勤職員は2,767人(教員1,440人、外国人教員6人、附属学校36人、事務・技術762人、看護師391人、技能・労務16人、医療技術109人、指定職7人、専門職1人)から2016年度は3,101人(教員1,314人、附属学校32人、事務・技術743人、看護師763人、技能・労務1人、医療技術246人、指定職1人、専門職1人)と総数は増えていますが、医療職以外は減少しています。他大学では看護師の非常勤職員も常勤職員数に近い人数を雇用している例もありますが、名古屋大学は看護師の非常勤職員は「該当者なし」と記述されています。

この経緯には、組合のとりくみが結びついているともいえます。ある附属病院の幹部が看護師に年俸制を導入するためにはどうすればいいのか質問したことがありました。組合はニュースを出し、すべての医学部・病院の教員と看護師に送付し、問題点を指摘した結果、病院当局は「組合がビラに書いているような看護師に年俸制を導入する予定はない」と表明し、年俸制適用職員は導入されませんでした。年俸制問題とは別の問題となりますが、看護師は採用直後の3年間任期付きで雇用し、一旦3年分の退職金を支給し、その後、新たに任期無しで雇用していましたが、この制度も廃止され、採用時から看護師は常勤職員として雇用されて、退職金もはたらきはじめた時から連続して積算されるようになりました。

2. 非常勤職員数と自己収入・外部資金

2004年の国立大学の法人化以降、運営費交付金は毎年削減され続けています。

国大協の2016年度補正予算及び2017年度予算における国立大学関係予算の充実について（要望）----- 国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために-----¹によると2004年度（一般運営費交付金、特別運営費交付金、附属病院運営費交付金と特殊要因運営費交付金の合計）の1兆2,415億円から2016年度（基幹運営費交付金、機能強化経費と特殊要因運営費交付金の合計）の1兆945億円へ削減されています。また、このうち一般運営費交付金だけでも2004年度の9,785億円から2016年度は9,113億円へ削減されています。

このような財政状況のもと、従来の事業活動を継続するためにも外部資金の獲得するために各国立大学は奔走しています。

「名古屋大学財務レポート2016」では、収入の概要について「名古屋大学における収入は、大学の運営財源として国から交付される運営費交付金や施設整備費補助金等のほかに、授業料等の学生納付金収入や附属病院収入等の自己収入、そして寄附金や受託研究等収入などの外部資金から構成されています。」²と紹介しています。

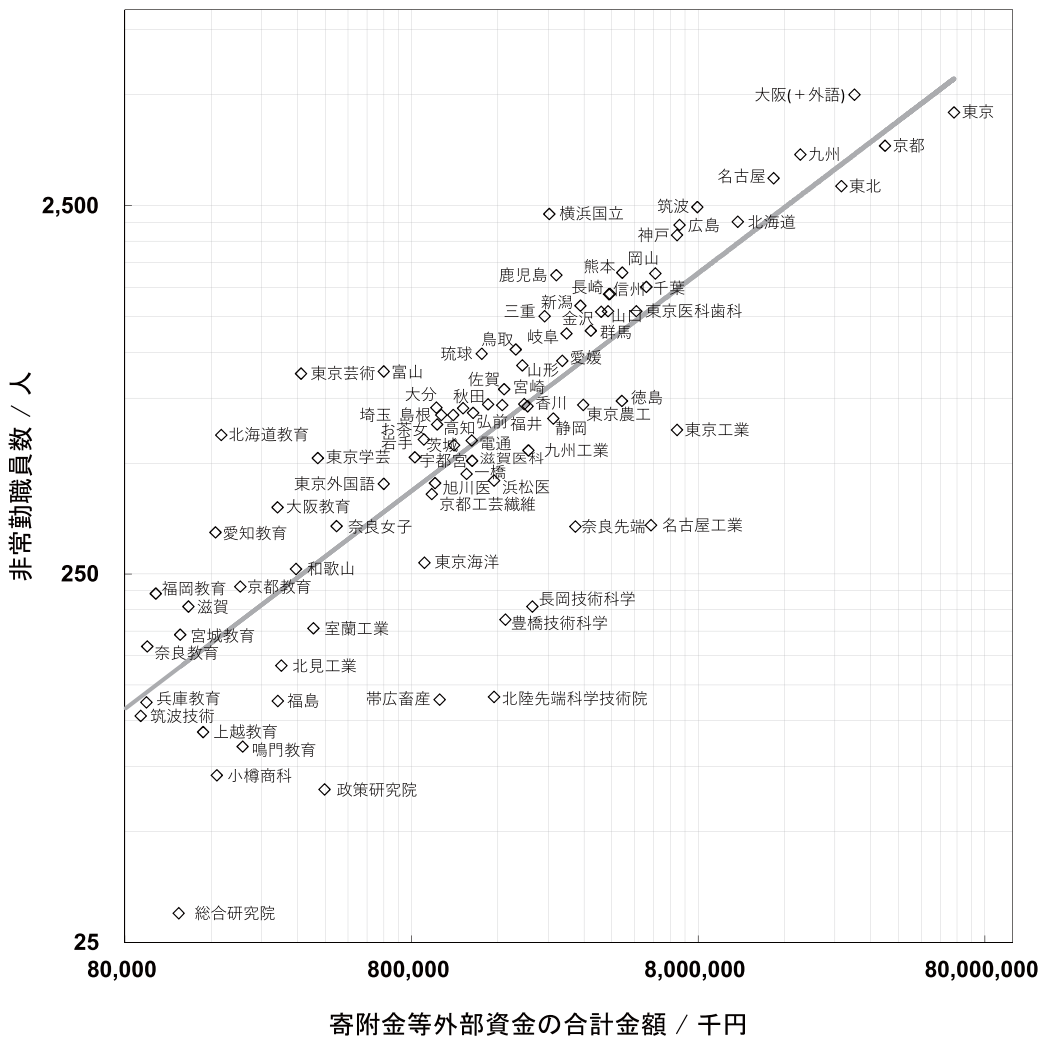
国立大学が法人化された直後に私が参加した学会の講演会で、当時の理事が（その学会は大学のみならず、企業の研究者も加入している）国立大学の法人化を紹介する講演がありました。その中で「外部資金を獲得し、運用するために、さらに人手が必要になる」と外部資金と非常勤職員数のグラフを示し、説明されました。

そのおぼろげな記憶を元に2005年度（図1）と2015年度（図2）の各国立大学（ホームページでは財務省表の附属明細書がみあたらなかった山梨大学を除く）の財務諸表（附属明細書）から非常勤職員数と外部資金のグラフ

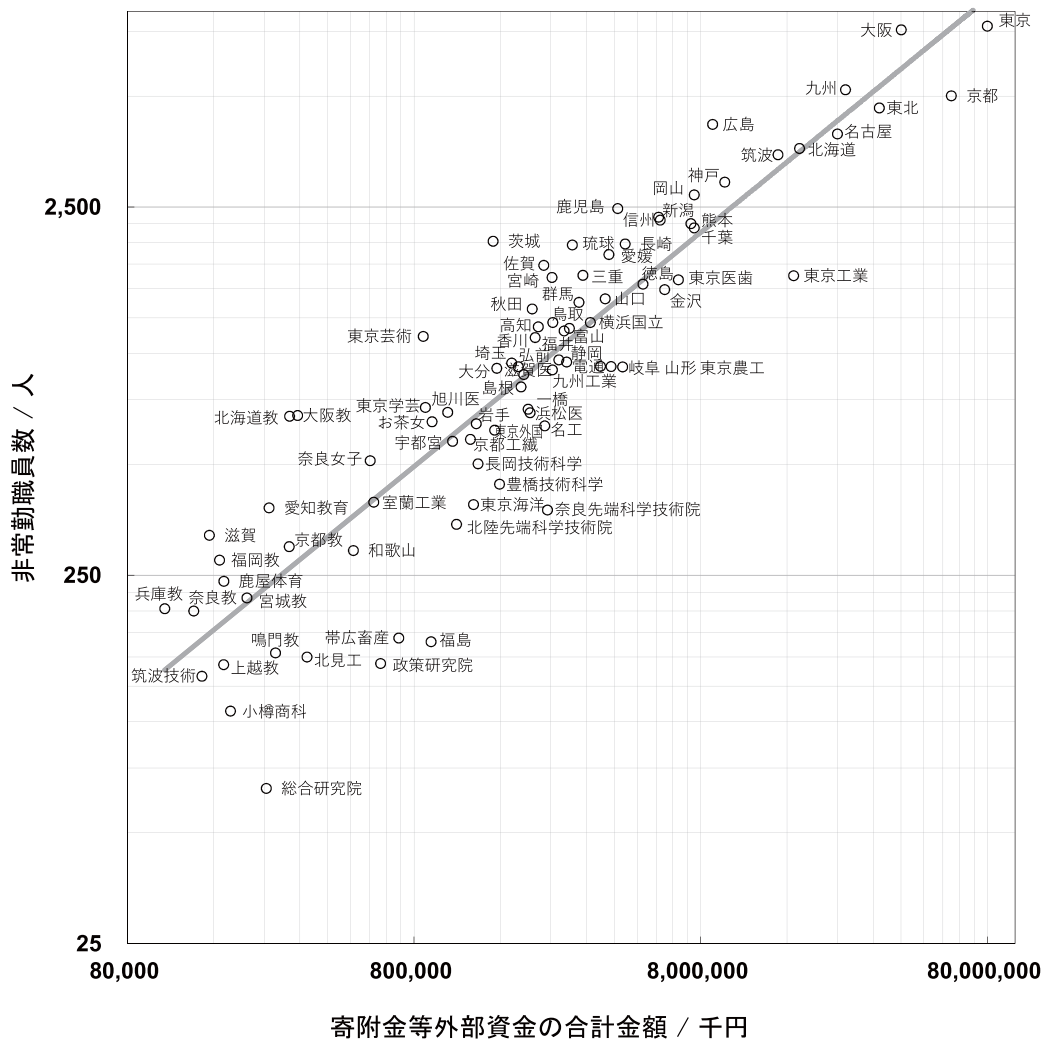
1 <http://www.janu.jp/news/files/20160830-wnew-giren1.pdf>

2 http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/upload_images/financial-report_2016.pdf

を作成しました。縦軸は「附属明細書」の「(17) (2015 年度は (18), 以下カッコ内の数字は附属明細書で多くの大学が付けている各項目の番号) 役員及び教職員の給与の明細」の人数をプロットしていますが、この「非常勤職員」と記述されている職員がフルタイムかパートタイムか、日給、時給や年



俸などの雇用条件は不明です。横軸の「自己収入金額」は同様に「附属明細書」の(20) 寄附金の明細(千円) 当期受入額、基金、(21) 受託研究の明細(千円) 当期受入額、(22) 共同研究の明細(千円) 当期受入額、(23) 受託事業等の明細(千円) 当期受入額と(24) 科学研究費補助金の明細(千円)



当期受入[直接経費相当額で外数]の合計金額です。両軸を線形にするとグラフの点が偏るため、縦軸も横軸も対数軸でグラフ化しています。2016年の全大教第28回教研集会でA3「賃金・労働条件問題」分科会に提出したレポートでは大学名を記入してありませんでしたが、図1と図2では各年度のプロット点の右に大学名(2005年度は別法人だった大阪大学と大阪外語大学はそれぞれの合計数値を「大阪+外語」)を記述しました(図1)。しかし、各プロット点が重なっている箇所があり、判読しづらい大学があります。また、累乗近似曲線も引いてあります。

文系分野のプロジェクト資金には、装置や機械を購入することもなく、人件費が多く占めるものもあり、単純に非常勤職員数と外部資金で全体を観るのは不正確な所があるかもしれませんが、外部資金を稼ぐほど非常勤職員が増えている傾向は現れていると思います。

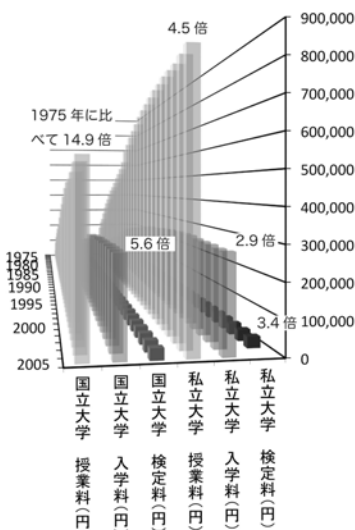
非常勤職員数は2005年度では最小30人・最大4,998人でしたが、2015年度には最小66人・最大7,751人へと増加しています。同じく寄附金等の外部資金は2005年度では最小9千万円・最大624億円でしたが、2015年度には最小1億4千万円・最大799億円へと増加しています。

3. 国立大学をめぐる問題を国民と共有

このような国立大学をめぐる問題を国立大学職員以外の国民・市民へも知らせて、大学の教育、研究、医療、基盤的経費拡充などのとりくみを応援してもらうには、SNSの活用や地道にビラ宣伝をするなどの方法がありますが、単組だけでとりくむには、手間も時間も勇気も必要で、実行するのはなかなか難しいものです。

愛知県の国家公務員の組合(愛知国公)では「愛知国公大宣伝(傘下の組合が、各職場の実情をわかりやすく市民向けに、栄の三越周辺で、一斉に宣伝する場)」をとりくんでいます。昨年は2016年12月17日に企画されました。名大職組はこれに参加して、「消費税増税はやめ、すべての労働者の給料

30年間で15倍に上がった授業料や入学金！ 学費無償化！誰でも利用できる給付制奨学金を！



年度	国立大学		
	授業料(円)	入学金(円)	検定料(円)
1975	36,000	50,000	5,000
2005	535,800	282,000	33,000

国立大学の2004年度以降の額は国が示す標準額である。

文部科学省 国立大学と私立大学の授業料等の推移より

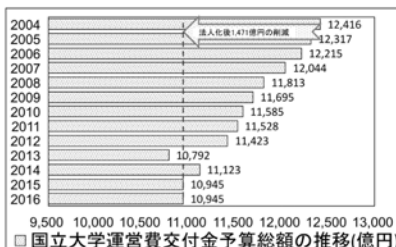
国立大学の授業料は、1975年度から2005年度までの30年間で14.9倍に引き上げられました。入学金も授業料と同じ30年間で5.6倍に引き上げられました。

こうして世界一高い授業料となり、受験生をもつ家計に多大な負担をかけていますが、入学後、奨学金を利用しても、ほとんどの場合が、卒業後に返済の必要があり、高額な借金となり、生活を脅かすものになっています。

2017年度予算編成過程の中で給付制奨学金が創設されようとしてはいますが、何人に支給されるのか等その内容は不明です。OECD加盟34カ国で、授業料がない国は17カ国、給付制奨学金のある国は32カ国で、大学で授業料を取りながらも給付制奨学金がない国は日本だけです。その原因は、日本の教育に対する公的支出が低いからです。せめて現状の対GDP比3.2%をOECD加盟国平均水準の4.5%へ引き上げることが必要です。

文部科学省 国立大学と私立大学の授業料等の推移より

国立大学は第3期氷河期、 減り続ける運営費交付金



□ 国立大学運営費交付金予算総額の推移(億円)

2004年4月から国立大学は法人化されました。

大学の中心的財源である「運営費交付金」は国から交付されます。

2016年度予算は、国立大学法人化後初めて前年度と同額を維持したものの、2016年度までの12年間で一般運営費交付金は1,471億円も削減され、大学の教育、研究、診療は危機的な状況になっています。

さらに第3期(2016年度から6年間)は機能強化の方向性に応じて、各国立大学毎に予算配分が見直されて大学運営はさらに危機的状態となっています。

【図3】「名大ねっと 号外」2016.12.17 No.43 (1/2)

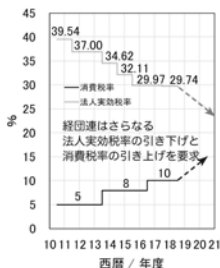
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&d=ownload_flag=1&upload_id=2135&metadata_id=854

「景気を落ち込ませ、税収も悪化させる賃金削減」

日本は1997年以降、ほとんど毎年、賃金は前年よりも下がっていることが、日本経済悪化の根本原因であるといわれています。

日本の従業員の平均年収では467万円(1997年)から415万円(2014年)

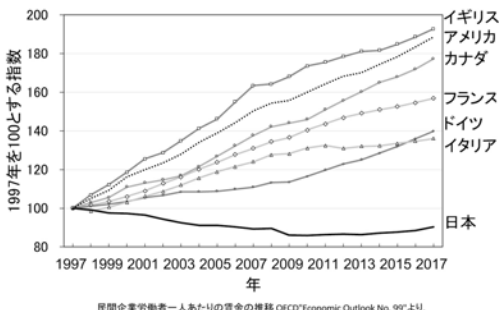
大企業には減税、国民には増税



へと52万円も減っています。

今、日本に必要なのは、派遣労働などの非正規雇用をなくし、労働者の雇用を安定させたり、最低賃金を引き上げていくことです。

国家公務員の賃下げは、めぐりめぐって、民間労働者にも影響し、日本のすべての労働者の賃金が低下し、年金も引き下げる理由にされ、日本の景気悪化・税収減をもたらします。



大企業はもうかっているのに、賃金は増えていません！

一方で大企業は内部留保を同じ時期に142兆円から292兆円へと150兆円も増やしています。大企業が儲けても労働者の賃金は増えていません。

この内部留保の1%程度を取り崩しただけで月1万円の賃上げが実施できる大企業は8割もあります。

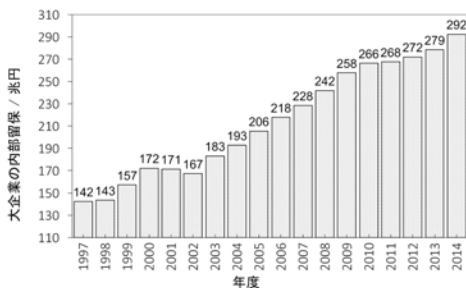
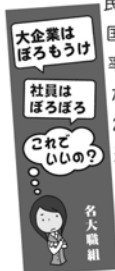
消費税は廃止！

消費税創設の1989年度以来28年間で、消費税による税収は328兆円に上ります。ほぼ同時期に法人3税(法人税、法人事業税、法人住民税)は271兆円、所得税・住

民税は260兆円も減りました。

国と地方を合わせた法人実効税率は80年代末50%程度でしたが、段階的に引き下げられ、2016年度には30%台を割り込み、安倍政権は「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざして18年度には29.74%まで引き下げようとしています。今こそ、消費税増税は止め、

すべての労働者の給料を上げて景気回復をはかる時です。



資本金10億円以上の大企業の内部留保の推移 財務省法人企業統計より
*内部留保は資本剰余金・利益剰余金・引当金と特別法上の準備金の合計。

【図3】「名大ねっと 号外」2016.12.17 No.43 (2/2)

http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&d=oload_flag=1&upload_id=2135&metadata_id=854

あげて景気回復を！！」や「大学の基盤的経費の十分な措置を」を特集した
ビラを「名大ねっと」の号外（図3）として発行し、クリスマスを前に繁華
街を行き交う市民に広くアピールし、用意した200枚は予定時間内に無くな
りました。

また、このビラはこの日の宣伝だけでなく、愛知国公の「行政・司法レポ
ート2017」にまとめられ、2017年2月に愛知公務共闘が主催した「公務・公
共業務交流集会」でも紹介され、地元選出の衆参国會議員への送付、さらに
愛知県内の自治体への要請行動においても各訪問先における懇談の説明資料
として配布されました。

このほかにも愛知県内では「憲法の理念を生かし、子どもと教育を守る愛
知の会（【賛同団体】愛知教育大学職員組合執行委員会、愛知県教職員労働組
合協議会、愛知県高等学校教職員組合、名古屋市立高等学校教員組合、名古
屋大学職員組合、名古屋工業大学職員組合、愛知学童保育連絡協議会、愛知
県歴史教育者協議会、子どもたちに「戦争を肯定する教科書」を渡さない市
民の会、子どもと親が安心できる30人学級を求める会）など、教育関係団
体による共同したとりくみがあり、講演会や集会を定期的に開いたりしてい
ます。名大職組も事務局会議に参加し、小中高の関係者とも大学をとりまく
問題を共有し、共同のとりくみができるようにしています。

4. 学長選挙のとりくみ

名 古屋大学通則の（目的及び方針）³では、「教育基本法にのっとり、
学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、
深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を
期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の
福祉に寄与することを目的とする。」としています。

³ <http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/act/frame/frame110000001.htm>

誰が学長になるか、またどのような方法で選出するのかはその後の大学運営に大きく影響します。また、名大では法人化後最初の学長の任期も 2004 年度から始まりました。名大戦組では法人化以前と同様に学長選挙においては、基本的に選挙の始まる前に学長選ニュースを発行し、大学を巡る状況と、ふさわしい学長像を示した後に候補者アンケートを行っています。

法人化後は組合単独で検討したアンケート項目となりましたが、第 2 次投票の候補者全員が回答を寄せています。これらは組合のニュースとして有権者に配布しています。

一番最近の学長選ニュースは 2014 年 8 月に発行しています。⁴ その目次は、以下の通りで、

1 大学におけるガバナンスのあり方・・・	3
2 国立大学改革プランへの対応・・・	4
3 学生の学ぶ環境の整備・・・	8
4 若手研究者の養成・・・	9
5 職員各層の現状と課題・・・	10
6 まとめ・・・	12

まとめを含め 6 項目の構成で、12 頁となるため、最初に要約もつけました。大学を巡る問題を候補者や構成員に広く伝える内容となるように作成しています。「第 2 次候補者の所信表明」の会場入口で学長選ニュースと候補者アンケートを参加者に配布しました。

なお、それ以前のニュース類も、組合のホームページに掲載しています。

■ 第 II 期 http://www.nuufs.org/?page_id=146

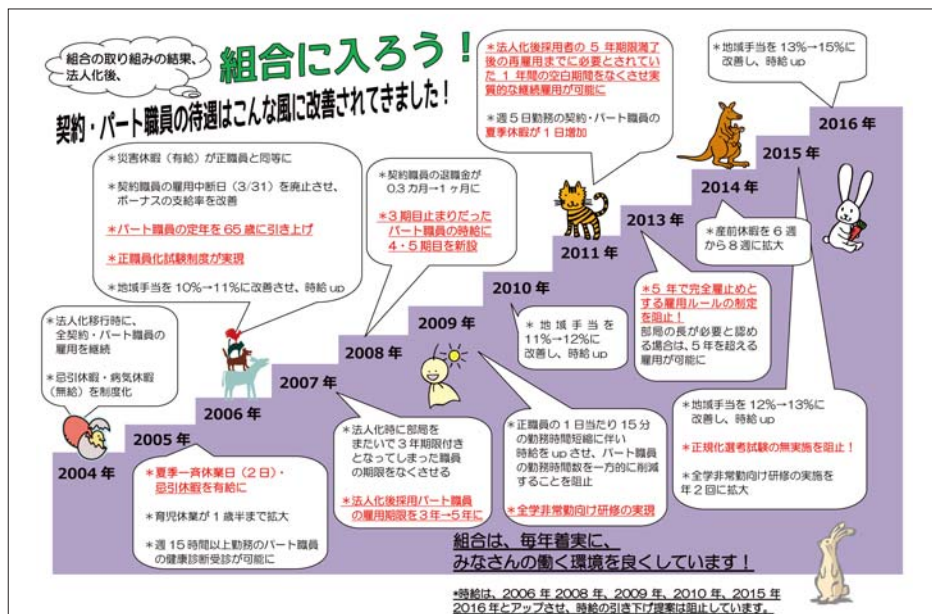
■ 第 I 期 http://www.nuufs.org/?page_id=147

⁴ http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=981&metadata_id=245

5. 法人化後の名大職組のとりくみ

国立大学法人化後、名古屋大学の非常勤職員には雇用期限が設けられました。「パート職員の雇用期限を撤廃してほしい」という要望に応え、団体交渉等を継続してとりくみ、これまで、法人化直後に設定された雇用期限の3年を5年期限に延長し、さらに5年期限終了後も、1年の空白期間を置かずに「公募」によって新規採用という形での継続的雇用を可能とさせました。

この背景としては、「契約・パート職員部会」（法人化前は「非常勤職員部会」）の運動があります。名大職組の職種別部会として、少なくとも40年以上の歴史があります。原則として毎週1回昼休みに部会を開き、自分たちで要求をまとめ、中央執行委員も推薦し、署名やニュースの作成、交渉・会見、組合員拡大、全大教の教研集会や交流会議に参加するなどの運動をとりくんでいます。これらの成果をまとめ（図4）組合員拡大の資料にも活用しています。



【図4】「成果のまとめ」名古屋大学職員組合 契約・パート職員部会が作成
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&d=download_flag=1&upload_id=2517&metadata_id=52

6. 労働契約法改正直後のとりくみ

労働契約法が「改正」され、名古屋大学では2013年2月に、在職期間は通算5年未満とし、引続き同一人物を再度雇用する場合は6ヶ月の空白期間を設ける対応案が提案されましたが、組合はほぼ一ヶ月間で1,198筆の署名を集めました。この署名は部会で全職員へのダイレクトメールの発送作業をし、連日手分けして、昼休みに生協食堂周辺や、この時期は春休みで学部学生は大学に来ていないため、研究室を個別に訪問し集めました。集めた署名は委員長が学長に手交し、当局に見直しを求め、同年3月に「現行の雇用形態を継続しなければ、人材流出や人が入れ替わることによる業務への支障等が起こるため、現行に即した雇用形態を継続することを可能とするよう」「部局の長が必要と認める場合、5年を超える雇用（更新）を可能とする」と改正させました。

7. 改正労働契約法をめぐる2016年のとりくみ

しかし、無期転換労働契約を恐れて、この制度を利用した部局はありません。そのため、組合は「部局の長が必要と認める」制度を活用させるために、部会メンバーと当該部局の名大職組支部役員と協力し、2016年6月からこれまでに7部局長と会見を行いました。間接費が比較的多い部局でも研究科長からは「10年、20年先や定年までの雇用は約束できないが、10年、20年後に振り返ってみて連続して雇用していたということはあるかもしれない」といった主旨の発言もありました。また、会見した多くの部局からは大学として統一的な対応を求める意見がありました。

組合は改正労働契約法を学ぶために、2016年7月には労働契約法対応問題に関して労働関係に精通されている方を講師に、2週連続の学習会を昼休みに東山キャンパスで開催しました。この学習会の開催案内は東山キャンパスの非常勤職員全員に学内便で通知しました。この発送作業は部会で手分けし、

三つ折り作業や宛名シール貼りなどの準備作業を行いました。学習会には2回とも100人以上の参加がありました。東山キャンパス以外でも、医学部附属病院のある鶴舞キャンパスで1日にまとめた同様の学習会を開催しました。案内ビラや学習会の中でも組合への加入を呼びかけ、配布した加入申込書に記入して返信することによる加入もあり、部会の定例会合への参加者も増えました。

8. 改正労働契約法をめぐる2017年1～3月のとりくみ

契約・パート職員部会は2017年1月からは「1. 転換権が発生する前の雇止めを禁止すること」「2. 希望する契約・パートタイム勤務職員を無期転換すること」を要求する署名をとりくむことを決め、署名用紙を全教職員宛に送付するとともに、Web署名も準備しました。集約数は部会のメーリングリストで案内し、日々の到達点を共有し、署名のとりくみを推進しました。寄せられた賛同署名1,025筆を2月28日（追加分は4月25日）に学長へ手交しました。

2017年2月に名大としての無期転換案が組合と過半数に提案されました。「直接当局の説明を聴き、疑問点を質問しましょう」と組合員にメールマガジンで説明会への参加を呼びかけ、通常よりも多くの参加者が集まり、説明会会場はほぼ埋まりました。この時の内容は、[①正規職員と現在の契約・パート職員の間に、新たに「事務員」という職層を設ける]、[②対象者は30時間のパート及び契約職員]、[③無期転換するための選考方法は、高卒程度の筆記試験と面接等による選抜とする]、[④正規化試験について、現在の契約・パート職員からの登用は中止し、無期化された職員の中から2年以上経過した者が受験可能、内容は大卒程度に変更する]、[⑤無期転換されなかった者の6か月のクーリング期間終了後の採用について、退職時と同一部局での雇用は認めない]、というものでした（2017年9月9日全大教非常勤職員交流集会レポート名古屋大学職員組合契約・パート職員部会より）。

この内容は、試験による選抜で、採用人数も不確定であり、合格者以外は全員、通算5年期限の到来前に雇止めとするものでした。これは労働契約法の趣旨に反するもので、承諾できるものではなく、組合は直ちに団体交渉を申し入れました。この提案に対して組合は「事務員採用試験（仮称）って変でしょ？」ビラ（図5）やノボリ（図6）も作成し「名大職組は、今回のこの

平成29年施行予定らしい

事務員採用試験(仮称)って変でしょ?

2017年2月7日の部局長会と2月9日に選挙代表と組合への説明会がありました。

5年の期限を超えても、この試験を受けたら合格者だけ!【無期雇用の非常勤職員】で採用、なんて案が出ているんだって!

どうということ? 組合にきいてみよう!

大問題だよ!

法律に反してる!

組合との確執事項を一方的に破ってる!

大学が、職場がおかしくなる!

詳しくは裏面を!

名大職組は、今回のこの提案に反対します!!

「5年以上働いたら、希望者を無期雇用に転換して下さい」

法律を遵守してほしいと言う主張です

あなたの声も組合と一緒に大学へ届けましょう!

名古屋大学職員組合

〒464-8601 名古屋市千種区不老町
office 工学部2号館北館3階332号室
Tel/Fax 052-789-4913
e-mail nuufs@nuufs.org

5年期限問題の署名やってます!

しめきり再延長しました! ぜひ署名にご協力お願いします!

【図5】「事務員採用試験（仮称）って変でしょ？」ビラ（1/2）
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=2255&metadata_id=823

提案に反対します」「5年以上働いたら、希望者を無期雇用に転換して下さい」と朝の地下鉄前や昼休みの食堂前で宣伝しました。

★本報記者の取材によると、この「名古屋大学職員組合」のホームページ（http://www.nuufs.org）にも「事務員採用試験（仮称）」の募集要項が掲載されている。また、2017年2月27日、名古屋大学職員組合（以下「職員組合」とする）のホームページにも「事務員採用試験（仮称）」の募集要項が掲載されている。

無期雇用者を【新しく】採用する試験で、5年期限の雇用問題を大量雇止めで【解決】しちゃうなんて言う事務員採用試験（仮称）は、問題点だらけ！

仮にこの法律の趣旨に反した試験をやったにしても、不合理な差別を禁じた改正労働契約法 第20条に反してるよ！

5年も働いて経験も積んだ充分な即戦力の人を試験で落とす、でも、落とした人が担って仕事を穴埋めするため、未経験の新しい人を試験しないで雇って同じ業務させるの？ また有期期限で？ とっても不合理！

組合が要求する【希望者】だけを、無期転換させて！って声へのレスポンスにもなっていないよ！

あなたが受験の年に試験がない、合格者0人かも！

そもそも『募集』がなかったら採用がない…どころか「仕方ない」で試験がないんだよ？

何人採用するか、試験するかすら不明のもの…信用できる？

（字面で採用できる職階を離し、記号があれば、はじめてスクリーン上の試験が実施）

ええ…（困惑）問題だらけじゃん…大丈夫なの名大…

スコー

良くない！と思ったら！あなたの声も組合と一緒に大学へ届けましょう！

名古屋大学職員組合
〒464-8601 名古屋市中千代区不老町
office 工学部2号館北側3階332号室
Tel/Fax 052-789-4913
e-mail nuufs@nuufs.org

しめきり再延長しました！

5年期限問題の署名やってます！

ぜひ署名にご協力をお願いします！

【図5】「事務員採用試験（仮称）って変でしょ？」ビラ（2/2）



【図6】名古屋大職組：雇止め反対・組合に加入しよう!のぼりを設置（撤去済）

3月3日にこの問題で団体交渉を行いました。要求書は以下の3項目としました。

団体交渉要求書

- 1.「労働契約法改正に伴う無期労働契約転換について（案）」の提案を撤回すること。
2. 有期契約労働者の無期転換を行うこと。当面、無期転換を希望する者について、無期労働契約への転換を行うこと。
3. 労働条件通知書における契約期間の雇用更新にかかる記載については、従来どおり「更新する可能性がある」と表記すること。

以上

組合員にメールマガジンで団体交渉への参加を呼びかけ、傍聴者も多数参加しましたが、当局は「◆試験制度を撤回するつもりはない◆なるべく多くの方を無期化していきたい◆部局の判断で無期化する方法（2013年3月修正）もなくしたわけではない」という回答でした。この団体交渉の交渉結果報告も組合員へ速やかにメール配信しました。当局とは交渉後も3回のうちあわせをもち、煩雑化させる試験の廃止、現場の声も踏まえ労契法改正に沿った対応などを粘り強く訴えました。

このとりくみに際して、顧問契約を結んでいる弁護士事務所とも、述べ3回ほど相談し、とりくみへの助言をもらいました。

一方、当局との折衝や反対ビラ等により、名大の改正労働法対応について異議を唱えてきましたが、これまでのとりくみの中で「期待権？う～ん、よくわからない～」というようなことがいくつか出てきました。そんな不確定要素を一掃するため、労働関係に精通されている方を講師に、組合員を対象に「改正労働契約法について・期待権について、学んでみよう！」と題した昼休みの緊急学習会を3月21日に開催しました。

9. 無期労働契約転換修正提案と決定

2017年5月16日には2月の無期転換案の修正案が提案されました。5月19日に組合と過半数に対してもその内容が説明されました。この日の説明会にむけても組合員にメールマガジンで参加を呼びかけ、用意された会場は参加者でほぼ埋まりました。

この後、部局や組合と過半数の意見聴取を経て、6月20日には再修正案とこれらの無期転換案を実施するための就業規則改訂案が提案され、経営協議会を経て7月18日の教育研究評議会において、期限付き職員の「無期化」のルールが正式に決定されました。

本制度の概略は、任期付き職員を「部局選考・プロジェクト型」「専門分野、活動場所が限定されている業務を行っている者。雇用経費が限定的（プロジェクト）である業務を行っている者。」「全学共通型」「全学的に共通性が高い業務を行っている者。」「無期転換申出型」「業務支援室の業務を行っている。一般的に、業務が期間限定かつ短時間で、他に本務がある者」の3つの種類に分類し、それぞれの対象職種、無期転換の方法と条件、無期転換手続きについて整理しました。また、2017年度中に6年以上連続して勤務している場合は原則無期化する「経過措置」を行うこととしています。

最終的に決定された内容は、〔①無期転換の種類である「全学共通型」の対象者について、週29時間以上で在職3年1か月超5年未満（無期転換後は30時間に統一）、全学共通の選考を行う〕、〔②選考方法について、筆記試験は見送り、自己評価書と全学面接で決定する〕、〔③正規化試験について、従前通り、高卒程度とする〕、〔④正規化試験を受けられる職種について、部局選考・プロジェクト型でも事務系職員登用試験の受験資格を認める〕、〔⑤これまでは年俸制に含めていると説明し、手当てされなかった年俸制適用者への通勤手当の支給〕、〔⑥無期転換ポストについて、現在雇用されている者が任期満了になり、その後任を補充する場合は、原則、無期転換ポスト（原則の例外は、後任を補充する予定がない場合、後任者の勤務条件が別の内容に変更される場合）〕、〔⑦経過措置として、今年度で雇用期間が6年を超えて

いる場合は自己評価書等の提出、面接のみで選考の予定]、[⑧クーリング期間について、改正労働契約法の趣旨を踏まえた運用のもと、6か月後の同一部局内での採用を認める方針へ変更]となっています(2017年9月9日全大教非常勤職員交流集会レポート名古屋大学職員組合契約・パート職員部会より)。

なお、給与について、状況によっては、無期転換前の給与水準から始め、年々時給を上げていく場合もある、とする提案から、「財政については、無期化に伴い2億4千万円の増額が想定されるが、改正労働契約法の趣旨や、有期・無期の間の労働条件の不合理的相違の解消を目的とする観点からも必要な措置である」と変更されました。

無期化された契約職員・パート職員には「限定職員就業規則」が適用されます。

各部署の無期転換ポストの調査が8月に行われ、経過措置以外の者の選考が開始されます。今後は、年度途中で雇用期限を迎える「経過措置」適用者や、意図的な無期転換ポストの削減が無いかなど、組合員の雇用を守るとりくみをすすめていきます。

おわりに

現在(この原稿をまとめている2017年9月6日)、契約・パート職員部会では9月7日に経過報告と組合の説明会を企画立案しました。組合が当局の「労働契約法改正に伴う無期労働契約転換」案に対してとりくんだ経過の報告と組合の説明を部会の役員自身で分担して報告しました。企画の案内ビラ(図7)を作成し、名古屋大学の全てのキャンパスの非常勤職員(約3千人)宛に手分けしてダイレクトメールを学内便で送付しました。参加申込が相次いで届いていて、説明会会場の座席数161の講義室は満席となり、ここ数年の名大職組のイベントでは最大の参加者数となりました(図8)。このとりくみを通して組合への加入申込みも増えています。

名大職組 契約・パート職員部会

「雇用期限問題について」の報告会 & 組合説明会

開催のご案内



名古屋大学職員組合 契約・パート部会では、2013年の改正労働契約法施行に伴い、非常勤職員の期限撤廃に向けて各部局長と会見を行ってきました。そして、団体交渉、学習会の開催、ビラ配り、署名活動、幟など積極的に活動しました。その結果、人事関係制度の見直しが行われ、名古屋大学では、2018年度より非常勤職員の雇用が大きく変わろうとしています。そこで、「非常勤職員の雇用期限問題について」の報告会と、職員組合の説明会を、下記の日程で開催いたします。

組合員の方も、組合未加入の方も、どうぞお気軽にご参加ください。(※参加される方には、無料で軽食をご用意いたします。)

「非常勤職員の雇用期限問題」報告会 & 組合説明会

日 時： 2017年9月7日(木) 12:15 - 12:45

場 所： **工学部7号館1階702講義室** (キャンバスマップC2-2)
※学生相談総合センターのある建物の1階です。

対象者： 本学で勤務するすべての契約・パート職員の方(※事前申込が必要です。)

内 容： 「雇用期限問題について」の報告会

名古屋大学職員組合 説明会

その他(時間があれば皆様からの質問に簡単にお答えします。)

希望の方は、8月29日(火)までに、事前にお申込みの上ご参加ください。

「申込締め切り」 2017年8月29日(火)

※締め切り日以降に参加を希望された場合、軽食のご用意ができません。ご了承ください。

「申込方法」 右側に記載された方法で、メールか電話でお申し込み下さい。

【図7】「雇用期限問題について」の報告会 & 組合説明会 開催のご案内
http://cps.nuufs.org/?action=common_download_main&upload_id=30

*** 名大職組メールマガジン 44-38 *****

□■「名大Eねっと」■□ // 第 2780 号 // 発行：名古屋大学職員組合
2017.9.22 中央執行委員会

●契約・パート部会からの報告

+++++
9/7 に無期転換の報告会、組合説明会を開催! 160 名の参加で、会場は満席!
+++++

名古屋大学職員組合契約・パート部会では、9 月 7 日（木）に『「非常勤職員の雇用期限問題」報告会&組合説明会』を開催しました。

組合員・未組合員を問わずダイレクトメールで参加者を募った結果、160 人を超える申し込みがありました。大学側より 2 月に提案された内容から、7 月に出された最終決定で何が変わったのか、組合の訴えにより改善された点も紹介しつつ報告を行いました。

大学から示された無期転換対応は、現状で 5 年を超え継続雇用されており 2017 年度末まで契約の続く者は原則選考なしで無期転換。在職 3 年 1 か月を超える者も筆記試験なしの面接等による選考で無期転換。この 2 例が基本となりますが、非常勤職員の雇用条件は複雑多様化しており、雇用継続のための条件や待遇は個々人で違うため、最終的には自身で確認する必要があることを注意喚起し、組合への加入の呼びかけに繋げました。

また、8 月 24 日の朝日新聞に東京大学の雇止め記事が掲載されたことも急遽紹介。説明会全体を通じて、会場からは幾度となくどよめきの声が上がりました。説明会終了後には個人からの質問が数多く寄せられ、すぐに組合への加入を希望する声がありました。

++++ 周りの方へ組合加入の呼びかけをお願いします！ +++++

全学の非常勤職員の方には、組合の加入申し込み書と組合の説明のビラを送付しております。

ぜひ周りの方に組合に加入いただくよう、お声がけをお願いします！

実質 6 年以上勤務し、「原則無期」の対応となる方が 750 名にものぼります。

無期転換に関しての名大職組の取り組みと結果は、全国の大学でも例のないもので、各大学の組合や新聞社から問い合わせが相次いでいます。

ぜひこの無期の制度を維持させ、悪くならないようにする為組合に加入いただくようお声がけをお願いします。

☆非常勤職員の方の労働条件はこのように改善されてきました

http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=2517&metadata_id=52

☆組合の加入申込書

http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=1027&metadata_id=72

【図 8】名大職組メールマガジン 44-38 「名大Eねっと」第 2780 号
発行：名古屋大学職員組合 2017.9.22 中央執行委員会

教育勅語の何が問題か？



名古屋大学大学院教育発達科学研究科 准教授

石井 拓児

1971 年生。名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士後期課程単位所得満期退学。専門は、教育行政学。主な編著書に『新自由主義大学改革』（東信堂、2014）、『事例で学ぶ学校の安全と事故防止』（ミネルヴァ書房、2015）など。

「大学の〈知〉の現在を考える」名大アブラ・連続セミナー（第10回）より
※ 当日配布のレジュメは 50 頁以降に掲載

はじめに ー反知性主義とどう向き合うかー

た だいまご紹介にあずかりました、名古屋大学教育発達科学研究科の石井拓児と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、教育勅語の問題を取り上げるのですが、念頭にあるのは、何よりも改憲の問題です。安倍首相が 2020 年と時期を区切り、改憲のスケジュールを示しました。おそらく、期限を決めて改憲を言ったのは今回が初めてではないかと思いますが、改憲が目の前にスケジュールとして迫ってきています。

改憲を主張する人たちが、一方で教育勅語を礼賛し始めています。このことで、逆に言えば、改憲のねらい、つまり、彼らが憲法改正をつうじてどのような社会をつくろうとしているのかが、むしろわかりやすい形で示されることになったと私は思います。憲法は古くなったとか、新しい課題に対応しなければいけないから憲法を改正しなければいけないのだと主張する勢力のな

かには、全く真逆の歴史像、非常に古臭くて前近代的な価値観というものが念頭にあるということが浮き彫りになったのだと思います。その意味で、教育勅語とは一体どういう歴史文書で、どういう中身を持っていたのか、それを私たちがきちんと学習すれば、じつは改憲運動の危険なねらいを明らかにすることにつながり、私たちの憲法を守る運動を広範囲に広げていくための、強い抵抗のロジックをつくることにつながるのではないのでしょうか。

おそらく、ほとんどの方々が教育勅語をきちんと読んだことがないだろうと思います。一般的に言われていますが、「教育勅語もいいことが書いてある」と言われると、ついつい私たちもそうかもしれないといって問題にしない場合もあるかもしれません。本日はこれを徹底して批判する作業をみなさんとおこないたいと思います。少し長くなるかもしれませんが、お付き合いをいただければと思います。

ここにおられる皆さんは、関心をお持ちだと思いますが、政治の劣化現象、あるいは腐敗現象、こういったものが深刻の度合いを深めています。「反知性主義」とか、「ポスト・トゥルース」「フェイクニュース」といった言葉でも表現されていますが、これがすごい勢いで私たちの社会や国全体を覆ってきていると感じます。こうした現象について、私たち国民自身が乗り越えていかなければならないのはもちろんなのですが、私たちの代表者たる政治、私たちの暮らしのあり方を決定している現在の政府のなかに蔓延して、理性的かつ合理的な政策判断、政治判断というものがなされなくなってしまっているという問題は、非常に深刻だと思います。

例えば少し前、共謀罪法が準備され、国会を通過しました。多くの憲法・刑法学者、あるいは法律家・専門家のみなさんが軒並み反対の意思を表明しました。ただ反対したのではなく、具体的に問題点をいくつも提示して指摘しました。にもかかわらず、それらに対するまともな説明がほとんどないまま、国会を通過してしまいました。この間、ずっと同じことが起こっています。2年ほど前、憲法9条を解釈改憲して、集団的自衛権というものを認める閣議決定をしたときもそうでしたし、安全保障関連法のときもそうでした。国会前ではいくら多くの国民が集まって慎重審議を要求したとしても、研究

者や専門家がいくら反論や異論を唱えても、強行されてしまいます。

今回の教育勅語問題についても、最初にぜひ皆さんに知っていただきたいと私が思っているのは、教育科学の研究者のほとんどが、批判的な対象とする以外に教育勅語を教材として活用することにはできず、ましてや道徳教材としては絶対に使えないと考えているということです。

事実だけ確認をしておきますが、政府は2017年3月31日、教育勅語について、「教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切と考えているが、憲法、教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」とする答弁書を閣議決定しました。4月18日にはさらに、「教育勅語」の取り扱いの判断については「教育委員会や学校の設置者に委ねる」とする答弁書も出しています。この二つの答弁書は、教育学研究者にとってはまともには耐えられないものになっています。

この答弁書の抜き書きした部分をよく読んでみていただきたいのですが、「教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導は不適切」とし、それ以外は「憲法、教育基本法に反しなければ可能だ」と言うわけです。これは部分集合の関係で言いますと、「唯一の根本としなければ使っても構わない」ということになりますので、非常に広い範囲で「教育勅語」の教材使用を認めているとも読める答弁書になっています。大変危険な中身です。

教育科学の研究者たちは次々に声明を発表しています。いち早く声明を出したのが教育史学会の理事会で、「憲法、教育基本法に反しない形」で教育勅語を教材として使うこと自体が不可能であるというものです。それから、日本カリキュラム学会・日本教育方法学会会員有志の「提言」が出ました。教材開発や授業研究を中心に関心をもつ研究者が集まっている学会です。「各学校は、教育勅語を教材として用いる場合には、あくまで歴史的資料として扱うに止め、子どもたちが従うべき道徳的価値を備えたものとして扱うべきではない。ましてや、教育勅語を、朝礼等の儀礼的行事において、子どもたちが集団で唱和するというような戦前の皇国教育を彷彿とさせるような行為に及ぶことは決してあってはならない」としています。「政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明」という教育学関連学会会長の声明が準備され、7月

末現在で 23 団体の会長が賛同しています。現在、教育学関連の各学会が賛同するかどうかの検討をすすめているところだと思いますが、今後、賛同数は大きく広がるだろうとみられます。教育科学の世界で、この閣議決定に対する批判的な見解は、広範囲にわたってかなり明瞭なのです。

にもかかわらず、このことについても政府は全く応答するつもりもなければ、訂正をするつもりもない状態です。まさに科学的、論理的、あるいは合理的精神というものに全く向き合おうとせずに、自分たちの思いの身の勝手な判断によって、政権運営がなされているのではないのでしょうか。そのことがこの教育勅語の問題にも共通して表れているのだということを、まず紹介して指摘したいと思います。なお、教育史学会は、2017 年 6 月 10 日、「教育勅語の何が問題か」と題する公開シンポジウムを開催しています。シンポジウムでの報告資料がホームページに掲載されていますので、ぜひご参照ください (<http://kyouikushigakkai.jp/info/2017/0612132411>)。今日の私の報告の準備にあたっては、同資料を参照しておりますことを、あらかじめお断りしておきます。

私は近年、大学に入学してきた最初の講義やゼミで学生に、基本的に科学の世界は科学のロジックで考えなければならないこと、「理性的な理解」というものの大切さということを話すようにしています。また、「理性的な理解」というものが、自分の感情、すなわち「感性的な理解」と正面からぶつかり合う場面もあるかもしれず、理性で感性をぎゅっと閉じ込めなければならない場合もありうるのだということを話すようにしています。もちろん感性的な理解も大事です。理性的理解のうえに、新しい感性が必ず獲得されていきます。まさに論語でいう、「学びて思わざれば則ち罔し、思いて学ばざれば則ち殆し」です。

また、インターネットニュースはほとんど信じないでほしいということも、最近は学生にかなり丁寧に言うようにしています。それぐらい今、ポスト・トゥルースと呼ばれる状況の中でフェイクニュースが広がり、真実がどこにあるのかが見えない状態が続いています。その意味では、みなさんと一緒に学習することを大事にしたいと思います。

1. 教育勅語の歴史的経緯と法的位置づけ

(1) 1890 年教育に関する勅語

まず、教育勅語の歴史的経緯と法的位置付けについて、ごくごく基本的なことだけ最初に確認をしていきます。

教育勅語は、もともと 1890 年に「教育に関する勅語」という名前で発布されたものです。これを通称「教育勅語」と私たちは呼んでいるわけです。これは法律文書ではなく、天皇陛下が語った言葉（＝勅語）という位置づけです。続いてすぐにこれが「小学校教則大綱」というところに位置づけられ、第 2 条に「修身は教育に関する勅語の趣旨に基づいて」行うこととされます。修身とは、昔あった教科目名で、今でいう道徳にあたるものですが、この道徳授業を教育勅語に基づいて行うとする規定が入ってきたわけです。

ご存知のように、1889 年に大日本帝国憲法が制定され、極端な国家主義と軍国主義体制の確立、これと教育勅語は一体的な関係にあったことは間違いありません。その後、一時期、大正デモクラシー等々もありましたが、次第に日本は泥沼の総力戦体制の道を突き進んでいくことになります。最後は国家総動員体制へと突入した 1941 年の段階では、道徳における根本方針ということだけではなく、教育全体にわたる根本方針へと位置づけが変わります。これが 1941 年の「国民学校施行令」第 1 条で、「教育に関する勅語の趣旨を奉体して教育の全般にわたり皇国の道を修練せしめ特に国体に対する信念を深からしむべし」という規定になります。そうすると教育勅語は、結論から言えば、総力戦体制に導く教育の根本精神として活用されたものであり、これにより皇国臣民を形成し、国家総動員につなげていく。こういう歴史文書であったということが事実として確認できます。

(2) 教育勅語はどのように活用されたか

この時期、教育勅語はどのように活用されたか。私も今回、教育勅語問題が浮上してくるにあたり、大学の講義や各地の学習会での講師として、あらためて文献を読んだり学習しなおしたりして、いろいろと知ることができま

した。1891年の文部省令2号では、教育勅語の謄本と御真影を一定の場所に保管することが義務づけられていて、校長室等々、学校のなかの大事な場所にきちんと保管し、それに向かって敬礼をするようなことが行われていきます。同じく1891年に作成された小学校祝日大祭日儀式規程では、学校儀式において教育勅語を奉読することや、奉読中の最敬礼姿勢を命令しています。ですから、教育勅語に向かって深々とお辞儀をする、教育勅語の奉読後、子どもたちが一斉に顔をあげたらみんないっせいに鼻をズズッとすすっていた、などという話が有名ですが、こういう法令規定に基づいて行われてきたのだということが分かります。

これだけならばまだ「おもしろエピソード」ということになりますが、じつはこうした保管規程や学校儀式規程が定められたことによって、教育勅語に関する「不敬事件」が多発するようになっていきます。私も学生時代に教育学のテキストで学んだとても有名な事件は、内村鑑三不敬事件です。この事件は、1891年に発生しています。教育勅語が發布されてすぐに起きたということで非常に印象深い事件です。第一高等中学校嘱託教員であった内村鑑三が、儀式の際、壇上に上がっていくときのお辞儀が深くなかった。薄礼により同僚や生徒から非難を浴び、依願退職を迫られた。こういった事件が起きてきます。

じつは、私はこの内村鑑三事件のほか、2、3の事例についてはテキストで知っていたのですが、ほかに、何百もの事件、事例が起きていたことを知りませんでした。先に紹介した教育史学会のシンポジウムで、大阪芸術大学の小股憲明先生が丁寧な資料とともに報告をしておられます。それによりますと、この内村事件の後も、薄礼や欠礼による解雇・退職が続発していくことになります。そのためなのだそうです。壇上で教師が薄礼・欠礼を生徒に見られてはいけない、その様子を生徒に見られないようにするために、教師が壇上に上がる時には、「児童生徒と教員の同時一斉拝礼方式」というものが導入されたのです。

また、これも私は知らなかったのですが、服装不敬事件というものもありました。例えば、暑くてつついタオルを首筋に巻いたまま壇上に上がって

しまった。これは完全に不敬であるといって、これも解雇・退職の対象になりました。あるいは、御真影が雨漏りにより傷んでしまった。これにより告訴されるという事件も発生しています。

そのほか、学校火災や天災による教育勅語の謄本や御真影の焼失や流出、汚損・破損による責任が問われる事件もあります。天災には東北における地震・津波による被災の事例も入っています。こうした火災や天災による焼失、流出、汚損・破損も不敬として扱われたのです。あるいは、盗難等によって紛失をしてしまったケースもあります。一部の事例では「誘拐事件」となっています。この結果、数々の殉職事件が発生しました。教育勅語謄本や御真影を外に出すために火災の中に教員が飛び込んでいく。それで命を落としたケースもあったと言われています。教育勅語は、その取り扱いとしても非常に重たいものを負わされていたことがよく分かります。

教育勅語はあくまでも法的な強制物ではありませんが、非常に強いある種の道徳的強制、あるいは道徳的命令をとまなうものであったということをまず確認して、次に教育勅語の内容の検討について入っていきたいと思います。

2. 教育勅語の内容とその問題

(1) 教育勅語が示す徳目とは

まず、教育勅語が示す徳目とは何かということになります。

第一のポイントは、冒頭に示された、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」の部分です。冒頭、この教育勅語は、日本という国を最初に始めたのは「我カ皇祖皇宗」、つまり天皇陛下の祖先だと言い、そして、「徳」というものを樹立してきたのだと言っています。まさに皇国史観そのものが示されているのです。教育勅語が現代に絶対に復活できないのは、この冒頭の皇国史観と今日の私たちの民主主義的な社会とが相容れることができないからです。天皇陛下がこの国をつくったのだ、だから天皇陛下のために忠義を尽くしなさいという徳目が、この後のところに続きま

す。これを「国体論」といいますが、天皇陛下を中心とする「国体論」を説くことが中心的な使命であったというこの教育勅語の性格は、もう否定しようがないと思います。

私の祖母は、小学校のときは天皇陛下の名前を順番に覚えるのが歴史の授業だったと言っていました。ですから、私は今でも覚えているのですが、小学校に上がるときにうちの祖母が、「小学校に上がったら天皇陛下の名前を全部言えなければいけないから、覚えておいたほうがいい」といって私に教えてくれたことがあります。ですから、私は最初の何代かは、神武、綏靖、安寧、懿徳、孝昭、孝安とずっと空で言えます。なぜか言えてしまうという体験を私も持っています。

つまり、戦前、教育勅語のもと、歴代の天皇陛下の順番が日本の歴史そのものである、と考えるような歴史観があったわけです。これは歴史学の立場の方からいうと全く話にならない歴史観であるわけですが、それでも教育勅語がこうした歴史像を提示することにより、誤った歴史観が学校教育のなか

【教育勅語 全文】

朕惟フニ 我カ皇祖皇宗 國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ 我カ臣民 克ク忠ニ克
ク孝ニ 億兆心ヲ一ニシテ 世世厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ 教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス
爾 臣民 父母ニ孝ニ 兄弟ニ友ニ 夫婦相和シ
朋友相信シ 恭儉己レヲ持シ 博愛衆ニ及ホシ
學ヲ修メ 業ヲ習ヒ 以テ智能ヲ啓發シ 徳器ヲ
成就シ 進テ公益ヲ廣メ 世務ヲ開キ 常ニ國憲
ヲ重シ 國法ニ遵ヒ 一旦緩急アレバ 義勇公ニ奉
シ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ 是ノ如キ
ハ 獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス 又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ 實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ 子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ 謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ 悖ラス 朕爾臣民ト俱ニ
拳拳服膺シテ 咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
明治二十三年十月三十日
御名 御璽

に持ち込まれました。その結果、戦時中、津田左右吉先生をはじめとして、多くの歴史学者が弾圧を受けたという歴史事実もあるわけです。

続いて、「我カ臣民克ク忠に克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」という箇所です。「我カ臣民」などという言葉づかいもたいへん独特で問題がありますが、簡単にいえば国民を、「天皇陛下の家来」として位置づけるものだったのです。

(2) 歴史の事実のなかに教育勅語をとらえる

第二のポイントは、「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒテ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ〜」という箇所です。ここに徳目が列記されます。12あります。「教育勅語にもいいことが書いてある」と主張する人々は、ほとんどの場合、ここの部分のことを言います。お父さん、お母さんに孝行をなささい、兄弟と仲良くしなさい、夫婦仲良くして、友達同士お

【教育勅語 現代語訳】

天皇（明治天皇）ご自身がお考えになるに、（おきてをとおしなす）天照大神以来の天皇の御先祖たちが我が日本を建国するにさいし、その規模は広大で、いつまでもその基礎が揺ぐことのないようにされ、さらに、御先祖たちは身をつつしみ、国民をたいせつにして、後の徳政のお手本を示された。天皇の臣民である日本国民は、いつの時代も忠孝をつくし、国民が心を一にしてその美徳を発揮してきたこと、これこそ我が国体（天皇制社会）のもっともすぐれた点であり、教育の最も大切な根ざしていなければならない。

お前たち臣民（児童・生徒）は、父母に孝行し、兄弟は仲良く、夫婦も仲睦じく、友人とは信頼しあい、礼儀を守り、みづから身をつつしみ、人びとには博愛の心で親切にし、学業に励み、仕事を身につけ、さらに知識をひろめ才能をみがき、人格を高め、すすんで公共の利益の増進を図り、社会のためになる仕事をし、いつも憲法を大事にし、法律を守り、ひとたび国家の一大事（戦争）になれば、勇気をふるいたて身も心もお国（天皇陛下）のために捧げること、天にも地にも尽きるはずのない天皇陛下の御運勢が栄えるようにお助けしなければならぬ。こうすることは、単に天皇の忠良な臣民として行動するということだけではなく、同時に、お前たちの祖先が残したすぐれた点を継承し、それをほめたたえることにもなるのだから。

このような教えに従うことは、まさしく我が天皇の祖先たちが残されたおさとしで、皇室の子孫も臣民もとにも守るべきものであり、之を過去現在の子の時代に当てはめても間違っていないし、国の内外、世界中に当てはめても誤りではない。自分（天皇）は、お前たち臣民たちとともに、このことを自分自身によくいい聞かせ、その教えを守り、君臣一体となつてその徳をより高めたいと思う。

明治二十三年十月三十日
御名（明治天皇、睦仁）
御璽（天皇の印）

注）高嶋伸欣『教育勅語と学校教育』（岩波ブックレット、1990）より転載

互いに信じ合いなさい、勉強して頑張りなさい。このようなことが書いてあります。しかし、ここで歴史文書として、私たちが科学的な目できちんと見なければいけないのは、戦前の家族制度とは一体どういうものだったかということです。

ご存じのように、戦前日本の家族制度は「家父長制」という仕組みをもっていました。家父長制度は、「家」のなかを、父親を頂点として、その次に続くのが長男、それから次男、三男と続き、その後に母親、そして姉妹がくる。こういった家庭内の序列・順位づけの仕組みです。父親には戸主権があり、この戸主権は絶大でした。父親は家族に対する絶対的な権力を持っていたわけです。

例えば、家父長制のもと、戸主である父親は、扶養の義務も負っています。戦前、社会保障制度はほとんど未整備なままでありましたから、父親の扶養の義務から外れると、子どもは絶対に生きていけない。子どもは、父親の権力から逃れることは絶対にできないという家族関係だったわけです。父親が「お前は勘当だ」と言えば、子どもは父親の扶養義務から離れることになり、子どもは路頭に迷うことになるわけです。

教育勅語は、この家父長制度とじつに一体的な関係のもとで、子どもたちに教えられたという歴史事実を忘れてはいけません。つまり、お父さん、お母さんに孝行しなさいという「親孝行」の中身は、父親の命令は絶対的であり、父親の命令に背くなどということは絶対あってはならないという道徳的指導を、学校のなかで徹底して行ったということなのです。この事実を絶対忘れてはいけません。

あるいは「夫婦相和シ」といった場合も、妻は夫の命令に絶対服従しなさいと教えたと決まっているわけです。もし学校の先生が今のような感覚で、「夫婦でも、もし飲んだくれて暴力を振るっている父親だったら離婚してもいいのだよ」と子どもに教えていたら、その先生は絶対に不敬罪で処罰を受けたに違いありません。これを、「今から読み返せばいいことが書いてある」という話には絶対にできないのです。教育勅語はあくまでも歴史的な文書です。歴史事実に基づいて読み解かなくてはならない文書なのです。

ここで、やや込み入った話をします。お話ししましたように、明治の民法典は家父長制が規定されていますが、これは1898年に作られたものです。これをいわゆる「明治民法」と言います。

じつはその前、最初の民法が、1890年～93年ぐらいの間に整備されました。1880年代にフランスの自然法の研究者であるボアソナードという人が来日し、この最初の民法草案の作成を担当しました。この最初の民法は、非常に民主的な内容を持ったものでした。フランスの法学者が来日してつくりましたので、それなりに相当民主的な、あるいは「個の確立」ということを含んだ近代的な中身の民法だったわけです。

ボアソナードが最初に起案した民法について、日本側の保守的な民法学者たちが、「こんな民法ではだめだ。これでは日本の伝統的な家族は簡単に壊れてしまう」と考えるようになります。そういう人たちが家父長制を規定した明治民法づくりをすすめるようになりますが、彼らは同時に、「教育で始末をつける」ことを考えます。当時の保守派の民法学者、穂積八束がこの言葉を実際に使っています。つまり、最初の民法では、古い日本の伝統的な家族制度を維持することができない、ならば学校教育でこの古い価値観を子どもたちに押しつけければよい、教育で決着をつけようじゃないか、これが「教育で始末をつける」ことの意味だったわけです。これが、「教育勅語」をつくる、じつは決定的な動機になっていただわけです。

ですから、この教育勅語は民主的なことが書いてあるわけでは全くないのです。伝統的な家族制度に子どもたちをどうやって取り込んでいくか。そういうことを念頭に置いてつくられた家族道徳であったと言わなければならないのです。これが今回、皆さんに理解してもらいたいひとつのポイントになります。

私は、このことは、今日の教育勅語問題を考えるうえで、非常に重要な要素が含まれていると思っています。おそらく、いま教育勅語の「復活」を目論む人たちも、戦後に制定された日本国憲法や各種の法律では、戦前のような家族制度を元に戻すことは、もはやできないと思っているのではないかと。けれども、個人の権利を全部ぶった切りにして、家族制度の枠のなかにもう

1 回閉じ込めたいと考えている。法改正ではとても無理なことだが、「教育で決着をつける」ことはできる、このように考えているのではないか。教育勅語を各学校で徹底して普及させ、教育で戦前型の家族制度を復活させる。こうした筋道を考えながらやっているという意味では、非常に戦前的な手法が、政治家たちがやろうとしている思惑として、いま目の前で起きてきているのではないかと思うのです。

家族制度については、きょうの話の最後にもう一度触れたいと思います。というのは、いま手元に大阪大学の木村涼子先生の書かれた『家庭教育は誰のもの？－家庭教育支援法はなぜ問題か－』（岩波ブックレット）を持ってきましたが、じつは、いま自民党が「家庭教育支援法案」という法律を準備しています。これも結局、家庭・家族をいかにして大事にするか、父親と母親はもっと教育に対し責任を負えという話になるのですが、政府が法律でもって家族の領域に介入してくるという事態が整えられつつある。まだこれは法案の段階ですが、そういう準備がすすめられていることがあります。

それから、自民党の憲法改正草案があります。これも非常に家族主義的な構成になっています。例えば自民党の憲法改正草案の前文のところには、このように書いています。「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」。この主語は「日本国民は」なのに、「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」と書いている。これは法律文章としては全く意味が不明なのですが、「家族や社会全体の助け合い」などいうことを法律で国民に対して強制することがなじむのか。まさに近代立憲主義の破壊そのものということになりますが、こうした家族論が剥き出しになっています。

また、13 条では、現行憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」と書いていますが、自民党の憲法改正草案では「個人」という言葉を消しています。さらに憲法 24 条では、改正草案は「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」とあります。

ここで教育勅語をもう一度ご覧いただきたい。教育勅語はあくまでも法律ではありませんが、家族が助け合わなければならないことを、政府が道徳的に命令したり強制したりしているわけです。そういうことが市民社会にとってなじむのかどうか。ぜひ、そういう検討もしていただきたいと思います。家族は支え合わなければいけないという徳目は、本当に普遍的な価値として承認できるのかどうかという問題です。

教育科学の分野では、長らく議論があり、こうした道徳的価値というものは法定にはなじまないという結論を導き出してもきましたし、あるいは学校教育の場面で、一方的に教師が特定の価値道徳を並べ立てることも、問題として把握してきました。家族にはいろいろなスタイルがある。あるいは教室で授業を受けている子どもたちのなかには、お父さん、お母さんからの暴力によって苦しむ子どももいる。いわゆる虐待があります。「兄弟仲良く」といっても、兄弟にもいろいろな形、スタイルがありうる。親孝行や兄弟仲良くといった道徳が強制されるなかで、いろいろと苦しんだり悩んだりする子どもが、たくさんいることを私たちは知っているからです。

例えば、名古屋大学の内田良先生が『教育という病』（光文社新書）という本で紹介しています。ここにお集まりのみなさんは世代的にはそういう教育を受けたことがないと思いますし、私もその体験がないのですが、いま2分の1成人式が各学校で大ブームなのだそうです。二十歳のちょうど半分、10歳で2分の1の成人式を迎え、教室でお父さん、お母さんに感謝の手紙を書こう。それをお父さん、お母さんがいる前で一人ひとり読み上げる。そうすると、お父さん、お母さんは感涙で泣き崩れるのだそうです。

とても感動的な実践なので、急速に広がったといわれていますが、もしかすると保守勢力による策動があるのかもしれない。その真偽はともかくとして、内田良さんは丁寧に統計を駆使して分析し、これを批判されています。感動の裏側には、手紙を書けと言われても書けないといって苦しみ、非常に傷ついている子どもたちがいる。ある一定のパーセンテージで必ずいる。その子どもたちの心の傷の深まりようは感動の比ではない。もっとすさまじい心の傷を負っている。こんなことはすぐにでもやめるべきだというのが彼の

主張です。

私もこの意見に全面的に賛成です。家族とは、父と母がいて、子どもたちがいて構成される、と考えるのは、決して「普通」ではないのです。家族関係だって兄弟関係だって友人関係だって、「特殊」にみえる関係はたくさんありますし、あっていいわけです。そういう意味で、一方的に道徳的価値を押し付けることそのものが、あってはいけないし、あるべきではないのです。そのこともぜひ一緒にご検討いただければと思います。

第三のポイントにいきます。「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」という行です。見てお分かりのとおり、憲法を大事にして法律をよく守りなさいと言っているわけです。この徳目についても、ぜひ憲法理解と併せて検討したいわけですが、これも立憲主義とは真逆です。立憲主義のもとでは、憲法を守る義務は、国民の権利を保障しなければいけない行政権力の側に求められることであり、国民自身が憲法を守る義務を負うわけではないわけです。あくまで国民には、憲法や法律について自由に意見を述べ、あるいは批判する自由が与えられている。憲法を守らなければいけない義務、法律を守る義務は行政権力の側にこそある。教育勅語がこの法律関係を全く転倒させているものであることは、ここでもはっきりします。

第四のポイントになりますが、ここからが教育勅語の決定的な問題です。みてきたように、さまざまな徳目を列記し、その最後に、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とつながります。「一旦緩急アレハ」の「緩急」とは、緩やかなものが急になったり、急なものが緩やかになったりという、事態が変化する様を表しています。事態が変化すること、つまり「事変」です。事変とは、すなわち戦争のことを指しています。いったん戦争が起これば、義の心、勇の心を国に捧げ、命を投げ出し、そのことによって「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」、つまり皇国の勢いを翼のように全世界中に広げていくのだ、このようになっているわけです。

ちなみに当時の文部省の解説書は、教育勅語に掲げられた徳目と「皇運扶翼」ということを切り離してはいけないという解説を付していました。切り離してはいけませんので、教育勅語のいくつかの徳目だけを取り上げて、「こ

この部分だけはいいいことが書いてある」と主張してはいけません。当時の文部省解説と真っ向から対立していることになりますし、教育勅語をそのように読み解くことはとてもできないと言わなければいけません。一見すると「当たり前」にみえるような徳目を並べ立てながら、その徳目はある一つの出口、侵略戦争へと誘導するものであったわけです。

教育勅語が結果としてこの国に対してもたらした機能、その結末ははっきりしていたと思います。それはアジア、太平洋、そして日本そのものもそうでしたが、数千万人におよぶ命を奪い、また巨大な文化的・経済的な損失を与えました。悲惨な結末を迎えることになりました。そうした悲惨な結末を導いた、戦前日本の戦争国家づくり、その戦時動員体制づくりの中核に教育勅語が位置づいていたことは、間違いありません。

(3) 戦後教育改革の理念（戦争への反省と悔恨）と教育勅語

戦後改革では、この教育勅語は復活することができなかった。当たりの前のことです。1947年に日本国憲法と教育基本法が制定されますが、1948年6月19日には衆議院では教育勅語の排除決議、参議院では教育勅語の失効確認決議がされました。戦争への反省と悔恨を土台に「平和で民主的な国づくり」を基調とする憲法と教育基本法のもとでは、この教育勅語は使うことができないという判断がなされたからです。

そうすると、閣議決定がいうような、「憲法、教育基本法に反しないような形で教育勅語を使う」などということは、排除決議や失効決議とも完全に真っ向から衝突をしてしまいます。それはこの排除決議・失効決議という歴史事実からもはっきりしています。ですから、結論として言うと、以上のような歴史的な経過を踏まえても、法的な位置づけからしても、そして内容的な面からしても、閣議決定や答弁書のような形で「憲法、教育基本法に反しないならば、教材として用いることができる」などとして、教育現場に教育勅語を復活させることは、論理的には絶対にありえないということを、私は重ねて強調したいと思います。

3. 教育勅語の復活と推進を目論む人たち ー改憲の策動と連動する教育勅語問題ー

二 つ目に考察しておきたいのは、なぜ今日、教育勅語がこれほど注目を
一 集めるようになってきているのか。その背景について少し検討しておきたいと思います。教育勅語の復活の動きと、憲法改正の動きとが実は連動しているということをよく見ておく必要があるからです。

憲法改正について非常に影響力のある運動を続けている団体があります。日本会議や日本政策研究センターという団体の存在です。彼らは、憲法改正を唱えつつ、南京大虐殺や従軍慰安婦問題を捏造だと主張しています。そして、この団体は、家族主義を非常に強く主張しているグループでもあります。また、彼らは明治政府がとても好きだという特徴を持っていますが、明治政府がつくった教育勅語もやはり大好きです。それゆえ教育勅語の復活論を非常に粘り強く主張しています。

日本政策研究センターのホームページには、「教育勅語は国民の道徳的指標として、明治の興隆を支える重要な柱ともなり得たわけである。明治期の徳育の混乱など比較にもならぬ教育荒廃に直面する今日、教育勅語の成立に注がれた先人の叡知と苦心に学ぶべきものは実に多いのではなかろうか」とあります。彼らはこういった主張をしているわけです。今国会中に「教育勅語にはいいことも書かれている」と発言した方々は、これらの団体のメンバーと重なっています。

「明治の興隆を支える重要な柱となった」とか、「明治期の徳育の混乱など比較にもならぬ教育荒廃に直面する今日」とか、およそ科学的な検証に耐えられない歴史認識が披瀝されています。

途中でお話をしましたように、教育勅語復活の動きと改憲の動向は、明らかに連動しています。安倍首相が5月3日にビデオメッセージで発したように、憲法改正を2020年とスケジュールを区切って提案をしはじめた今、重要な時期にきていますので、この連動性をよくつかんでおく必要があると思います。

おわりに ―科学の目で政治と教育を分析する―

(1) あらためて教育勅語の徹底的批判を

最後に「科学の目で政治と教育を分析する」と書きました。本日は、徹底批判する形で教育勅語を検討してみました。「いいことも書いてある」というような箇所はひとつもないと思います。科学的な理解や分析の仕方では、これを国民的なものにしていかなくてはいけないと思います。そうしながら一方で、教育勅語がなぜ憲法改正と連動しているのか、それから、憲法改正と連動しながら進めようとしている現政権の改憲の方向性とは一体どういうものなのか、そういうことを私たちはよく分析して理解する必要があると思います。

(2) 9条解釈改憲、安全保障関連法、共謀罪、教育勅語、改憲動向を一体的な動きとしてとらえること

憲法9条の解釈改憲と安全保障関連法、共謀罪、改憲動向、これらは一体的な動きとして出てきていることは間違いありません。教育勅語もまた、こうした一連の動きと一体的な関係にあります。このトータルな動きというものを、私たちは絶えず監視し続けなければならないと思います。

そうすると、私たちの運動の課題は、この間、市民共闘で進めてきたような、「この国に立憲主義を取り戻す」という運動になることは間違いないと思います。「戦争する国づくり」をさせない運動、それがこれからもひとつめの柱になり続けると思います。加えて私が問題提起をしたいのは、ふたつめの柱として、社会保障の整備・充実を目指す運動ということになります。立憲主義を守れという運動だけでは十分ではない、というのが私からの問題提起です。

社会保障の整備・充実を目指す運動と、戦前型の家族主義の復活との対決という課題は、じつは一体だと言いたいのです。というのは、戦前型家族主義の復活の目論見というのは、復古主義的に天皇制国家を再建したいとか、家父長制のような父親を頂点とした家族制度づくりをすすめたいとか、女性

の参政権をもう1回奪い取ってしまえとか、おそらくそういうことではないのだと思うのです。そのようなことは不可能だからです。

憲法改正で戦争をする国づくりをすすめること、それは同時に、諸外国に比べると非常に小さな制度ではありますが、この国が持っている社会保障制度の枠組みをいっそう解体させたい、国が公的に請け負う社会保障を解体させた後、これを「家族の支えあいや相互扶助」で代替させたい、そういう社会像・社会構想を彼らは持っているのだと思います。例えば、手元にもってきているのは右派雑誌『Apple Town』の2017年7月号(No.323)です。見出しは、「大家族制度復活で社会保障費を抑制する」とあります。並んでいる見出しは、ほかに、「日本が軍勢力を強化することで東アジアの平和を守る」と書かれています。ここに端的にあらわれているのです。「軍事大国化をめざしながら、家族制度を復活させて社会保障費を抑制する」、これが彼らの最大のねらいなのです。

この国で、例えば介護や育児や教育といった制度は非常に不十分になってきています。医療制度が皆保険制度として残っているし、皆年金制度が機能しているとはいえ、それ以外の分野では社会保障がほとんど機能していません。「介護や育児については家族で支え合いなさい。それは家族の責任だ」と国民と子どもに命じることで、そうした制度的な仕組みを持ち込みたいと思っているのだと思います。

ですから、憲法改正のねらいは二つあり、戦争する国家づくりと同時に、社会保障の解体、新自由主義的な改革を一層促進させること、その二つの道だと思います。このねらいに対抗するためには、戦争する国づくりはいやだという立憲主義を取り戻す運動と同時に、社会保障をどうつくるかという運動をやらなければいけないと私は思っています。

立憲主義の運動で、SEALDsらは若い人たちが立ち上がっています。ただ、立憲主義や安保法の問題では立ち上がるけど、自らの生活の問題、例えば大学の授業料が高いことについては、まだ、なかなか意見が言えていないように思います。少し前、ある若者が「『丸山眞男』をひっぱたきたい」というエッセイで、「もうこの国では生きていけない。雇用が不安定で賃金も低い。

だったら戦争でも何でも起きて、この国が1回ガチャガチャになって破綻してしまえばいい」と書いたことが話題になりました。こういう若い人の意見は無視できないように思います。

若者・青年がそう思わざるを得ない深刻な生活実態について、私たちはもっと真剣に考える必要があると思います。教育勅語復活と憲法改正が、大家族主義を復活させることを目論むものであり、それは社会保障の解体と一体であるという関係性を、徹底的に暴露しつくす必要があるのではないのでしょうか。若者や青年をさらに家族の枠のなかに閉じ込め、自由な生き方をできなくさせてしまうということも、私たちは本気になって伝えていかなくてはなりません。

教育勅語の復活を許してはいけませんが、逆に、教育勅語は、今起きている問題の構造を、私たちにわかりやく示してくれるものであると思います。目前に迫ってきた改憲問題の本質と構造理解、これを検証するのにたいへんいい「教材」になるはずです。「教材として使えない」と言いましたが、あくまで歴史事実を理解するための教材として、批判的に活用することは問題がありませんし、むしろこの方法で積極的に活用すべきでもあります。この問題に関心をもつ多くの市民とともに、おおいに学習する機会をもつことを呼びかけたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)



教育勅語の何が問題か？

石井 拓児

名古屋大学大学院教育発達科学研究科

はじめにー反知性主義とどう向きあうかー

- ・政治の劣化現象と反知性主義の蔓延、ポスト・トゥルース、フェイクニュース
- ・警察の捜査権限を極度に膨張させ、国民の基本的人権に深刻なダメージをもたらす共謀法(「テロ等準備罪法」) →多くの刑法研究者が法案の問題点を指摘
- ・9条解釈改憲(集団的自衛権)、安全保障関連法、いずれもきわめて多くの憲法学者が異論を唱えるなか、政府によるまともな説明はほとんどみられないまま強行
- ・2017年3月31日、教育勅語について「教育勅語を教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切と考えているが、憲法・教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」とする答弁書を閣議決定
- ・さらに4月18日、教育勅語の取扱いの判断については、教育委員会や学校の設置者に委ねるとする答弁書を作成
- ・教育勅語に対する研究者の立場は明白
 - 教育史学会理事会の声明(2017年5月8日)
 - 日本カリキュラム学会理事有志・日本教育方法学会会員有志の提言(2017年5月25日)
 - 教育学関連学会会長声明「政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明」(7月15日現在で23学会の会長が賛同。今後、大きく広がる見通し)

1. 「教育勅語」の歴史的経緯と法的位置づけ

(1) 1890年教育に関する勅語

1891年小学校教則大綱第二条「修身は教育に関する勅語の趣旨に基き…」

→1900年小学校令施行規則

→1941年国民学校施行令第一条の一「教育に関する勅語の趣旨を奉体して教育の全般にわたり皇国の道を修練せしめ特に国体に対する信念を深からしむべし」

(2) 教育勅語はどのように活用されたか

- a) 1891年文部省令2号で教育勅語謄本と御真影を一定の場所に保管
- b) 1891年小学校祝日大祭日儀式規定、学校儀式において教育勅語奉読
奉読中の「最敬礼」姿勢
- c) 以後、学校儀式における不敬事件が頻発

【事例】

- ・1891年第一高等中学校囑託教員内村鑑三不敬事件(薄礼により依願退職)
- ・薄礼・欠礼による解雇・退職(その後、教師の薄礼・欠礼を生徒に見られないようにするために、教員生徒の同時一斉拝礼方式に変更)
- ・服装不敬事件
- ・御真影雨漏り告訴事件
- ・火災や天災による消失・流失・汚損・破損のほか、紛失や盗難(誘拐?) など
- ・その結果として、数々の殉職事件も発生

レジュメ (2/2)

2. 「教育勅語」の内容とその問題

(1) 教育勅語が示す徳目とは

- ・教育勅語が示す「国体論」とその歪んだ歴史観＝皇国史観、皇国臣民の形成
- ・いくつもの徳目の列記
- ・その徳目の終着点が「一旦緩急あれば義勇公に奉し」「天壤無窮の皇運を扶翼すべし」
(文部省の解説書では、個々の徳目を切り離さずに皇運扶翼を結び付けて解釈すること、とされていた)

(2) 歴史の事実のなかに教育勅語をとらえる

- ①戦前の家族制度＝家父長制度と「国体」
- ②間断なき帝国主義戦争・侵略戦争へのまい進、総力戦体制へ
アジア・太平洋、そして日本そのものにもたらした悲惨な結末
戦時動員体制づくりの中核に教育勅語が位置づいていたことは間違いない

(3) 戦後教育改革の理念（戦争への反省と悔恨）と教育勅語

- ・日本国憲法・教育基本法の制定（1947年）
- ・1948年6月19日衆議院で教育勅語の排除決議、参議院で教育勅語の失効確認決議→同年6月25日文部省は戦前・戦中に学校に配られた教育勅語をすべて返還するよう通知

【結論】それゆえ、教育勅語を、「憲法・教育基本法などに反しないような形で教材として用いる」（答弁書閣議決定）ことは、その歴史的経緯をふまえても、法的位置づけや内容からしても、絶対にありえない。

3. 教育勅語の復活と推進を目論む人々

(1) 教育勅語問題と「日本会議」「日本政策研究センター」

- ・憲法改正（押しつけ憲法論・押しつけ教育基本法論）／南京大虐殺・慰安婦問題をねつ造と主張／家族主義／明治政府礼賛
- ・教育勅語復活論
「教育勅語は国民の道徳的指標として、明治の興隆を支える重要な柱ともなり得たわけである。明治期の徳育の混乱など比較にもならぬ教育荒廃に直面する今日、教育勅語の成立に注がれた先人の叡智と苦心に学ぶべきものは実に多いのではなからうか。（日本政策研究センター研究員小坂実、『明日への選択』平成12年8月号）

(2) 自民党憲法改正草案との連動性

- ・自民党憲法草案の特徴
- ・安倍首相のビデオメッセージ（5月3日、「2020年までに憲法改正を」）
- ・2020年：「天皇代替わり」「東京オリンピック・パラリンピック」

おわりに―科学の目で政治と教育を分析する―

(1) 教育勅語の徹底的批判を

(2) 9条解釈改憲、安全保障関連法、共謀罪、教育勅語、改憲動向を一体的な動きとしてとらえること

- ・立憲主義を取り戻す運動（戦争する国づくりにさせない運動）
- ・社会保障の整備・充実をめざす運動（戦前型家族主義の復活との対決）

ローカル線で行く！ フーテン旅行記 14

－「鉄道の日」記念 四国と新幹線の関係！－

岡山大学工学部機械工学コース助教

大西 孝



専門は機械加工（研削）。主に円筒研削や内面研削を対象として、工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を進めている。趣味は列車を使用した旅行（47 都道府県を踏破済）。

はじめに

10 月 14 日は「鉄道の日」です。これは 1872 年（明治 5 年）10 月 14 日（当時使用されていた旧暦では 1872 年 9 月 12 日）の新橋・横浜間の鉄道開業にちなんだ記念日で、鉄道会社でも様々なイベントが企画されます。さて、鉄道開業と並んで日本の鉄道史に大きな影響を与えているのが、1964 年（昭和 39 年）10 月 1 日の東海道新幹線開通でしょう。偶然かもしれませんが、10 月は何かと鉄道にゆかりのある月のように思われます。今回は新幹線と縁がなさそうな四国に、新幹線との関係を探ってみたいと思います。

1. 新幹線の建設の父は愛媛県の出身！ 予讃線

1964年（昭和39年）に走り始めた新幹線のネットワークは全国へ広がり、今や北は函館、南は鹿児島までを安全で快適な新幹線が結んでいます。そんな中、JR旅客各社の中で唯一、新幹線の路線を保有していないのがJR四国です。残念ながら四国には、現在、具体的に



西条駅に隣接する「十河信二記念館」の横にある十河総裁の胸像。今も予讃線を行き交う列車を見守っているようです。像の後ろにある白い壁の建物に初代新幹線が保存されています。

進んでいる新幹線の建設計画はありません。ところが、意外なことに四国は新幹線とゆかりがあります。今回の旅行記では、2回に分けて四国と新幹線の関係についてご紹介したいと思います。

今回は、香川県の高松と愛媛県の西端、宇和島を結ぶ予讃（よさん）線に



2008年秋に引退し、思い出の彼方に消えた初代新幹線0系。今でも四国で展示され、気軽に会えるのは鉄道ファンには嬉しいことです。

注目します。岡山から特急「しおかぜ」に乗ると、1時間弱で伊予西条駅に到着します。愛媛県西条市は西日本最高峰の石鎚山への玄関口で、名水百選にも選ばれた「うちぬき」という地下水が市内各所で湧き出していることでも有名です。さらに駅に隣接して立派な



西条市内にはあちこちに「うちぬき」とよばれる名水が噴出しています。水と親しむことができるように遊歩道なども整備されています。

必要なのかという声もあったそうですが、十河総裁が東海道新幹線の建設を決定しました。この英断により建設された東海道新幹線は今や日本の大動脈になり、十河総裁は西条市名誉市民第1号となるなど、地元でも深く敬愛されているようです。高速かつ安全に多くの乗客を運んできた初代新幹線0系が十河総裁の出身地に保存さ

鉄道博物館があり、丸い団子鼻で有名な初代新幹線0系の先頭部や、四国を駆け巡ったディーゼル機関車などが展示されていることも見逃せません。実はこの西条市は、東海道新幹線の建設を決定した国鉄の十河（そごう）信二総裁の出身地であり、新幹線と所縁のある場所なのです。昭和30年代には新幹線など本当に



「十河信二記念館」の隣には「四国鉄道文化館」があり、なじみ深い団子鼻の初代新幹線0系の先頭部が保存されています。右の赤い車両は鉄道の四国の近代化を進めたディーゼル機関車です。



「四国鉄道文化館」はJR四国の予讃線と線路がつながっており、ときにはこのように現役の車両（このディーゼルカーは、すでに引退）を展示することも可能です。

れ、愛嬌のある丸い顔をいつでも見られることは実に喜ばしいことです。また、新幹線のみならず、地域の足を支えてきた四国の在来線の車両や歴史もわかりやすく展示しており、鉄道に対する理解を深めるには好適な施設です。

予讃線で伊予西条へ向かう途中に、面白いスポットがありますので併せて紹介します。香川県の西

端、観音寺市にある観音寺駅から歩くこと約30分、観音寺に隣接する琴弾公園の山上から砂浜を眺めると、古い硬貨「寛永通宝」が砂浜に描かれた「銭型砂絵」が見えます。なぜこんなところに巨大な砂絵があるのか、諸説ありはっきりしたことは分からないそうですが、今でも地元ではこの砂絵を大切に維持しており、多くの見物客が訪れています。松林と海の間に描かれた砂



観音寺市の名物、その名も「銘菓 観音寺」。香川県内でも観音寺周辺まで来ないと買えません。ほんのり甘いしっとりとしたお饅頭です。



予讃線は海に沿って一路、松山を目指します。松山方面へ向かう際は、車窓右手にきれいな海が広がる区間もあります。

絵は何とも不思議なもので、一見の価値あります。お土産には、観音寺市周辺でしか売っていないお饅頭「銘菓 観音寺」もおすすめです。

次回は予讃線の西の終点 宇和島駅へ向かい、四国で走る「新幹線」に乗ってみましょう。

(岡山大学職員組合 組合だより 212号より加筆のうえ再掲)



観音寺駅で途中下車をして琴弾公園の上から「銭型砂絵」を眺めます。なぜ砂浜に巨大な絵があるのか、想像が膨らみます。

2. ローカル線を走る「新幹線」！ 予土線

日 本最後の清流といわれる四万十川。四万十川に沿ってのんびりと走るローカル線が予土（よど）線です。愛媛県（伊予）の宇和島と高知県（土佐）の窪川（くぼかわ）を結ぶ予土線は、一日に列車が6往復しか運転されない区間もあり、JR 四国の中で最も利用客の少ない路線です。ところがこのローカル線に、ユニークな「新幹線」が走っています。



予土線の松丸駅。線路が1本しかない小さな駅ですが、駅舎には温泉が併設されています。写真に見える2階のテラスには足湯があり、駅のホームを見下ろしながら温泉を楽しめます。



予土線のほぼ中央、江川崎駅に到着。ユニークな列車がすれ違う際は、多くの乗客がカメラを構えます。手前に「海洋堂ホビートレイン」、奥には「鉄道ホビートレイン」が停車中です。

（レールの間隔が狭い簡易な規格の鉄道）として建設されたため急カーブが多く、スピードが出ません。途中の松丸（まつまる）駅には、駅に温泉が併設されており、無料の足湯を楽しみながら予土線を眺めることもできます。

宇和島から1時間余りで予土線の半分

宇和島から予土線の1両だけのレールバスに乗りこむと、一つ進んだ北宇和島駅で松山・高松方面へ向かう予讃線と分かれ、いよいよローカル線の細道が続きます。宇和島付近の一部区間は戦前に軽便鉄道



インパクト十分な「鉄道ホビートレイン」。「新幹線」が1両だけ（しかもワンマン運転!）でぼつんとローカル線の駅に付む様子はユーモラスです。

の区間を走り切り、江川崎駅に到着します。この江川崎地区は、2013年8月に日本での観測史上最高の気温41.0℃を記録したことで話題になりました。江川崎駅を出るとようやく四万十川が線路沿いに現れ、川が増水すると流れに沈んでしまう沈下橋など、独特の川の景色が楽しめます。この区間は1974年（昭和49年）に開通した比較的新しい区間で、トンネルが多く列車のスピードも上がりますが、何回も川を



江川崎駅からは四万十川が車窓に広がり、沈下橋も見えます。



左は「鉄道ホビートレイン」に改造される前のレールバス。先頭部に右の団子鼻の構造物をくっつけて、「新幹線」の出来上がり!

鉄橋で跨ぐので退屈する暇はありません。また、途中には珍名駅で有名な「半家」（はげ）駅や、二つの元号が並んだ「土佐大正」駅や「土佐昭和」もあります。

予土線は乗客の少ないローカル線ですが、ユニークな車両を運行することで活性化に努めています。まず、観光シーズンになるとト

ロッコ列車が運行され風を浴びながら川の景色を楽しむことができます。さらに、玩具メーカーとタイアップして「海洋堂ホビートレイン」が運行されています。この列車の車内には多くのミニチュア玩具が置かれおり、2016年7月からは河童をテーマにした「かっぱうようよ号」へリニューアルされました。

最後の極め付けが、最初にご紹介した「新幹線」こと「鉄道ホビートレイン」です。写真のとおり、レールバスの片方の先頭部に、初代新幹線0系



予土線は何度も鉄橋で四万十川を渡ります。観光シーズンには川の景色を満喫できるトロッコ列車も運行されます。

の先頭部を模した団子鼻の構造物を取り付けたものです。これは予土線全線開通 40 周年を記念して 2014 年 3 月に登場したもので、JR 四国多度津工場の力作です。車内には歴代の新幹線車両のミニチュア模型が並び、新幹線 0 系で使われていた座席が車内の一角に設置されるなど、



列車から雄大な四万十川を望む。川の表情は刻々と変わるため、見飽きることはありません。



終点の窪川に到着した海洋堂ホビートレイン。乗客を降ろした後も、車内には河童の親子が乗車しています。

見ても乗っても楽しい車両です。この車両が登場して以降、全国から見物客が訪れ、予土線の乗客が 1 割近く増えたという報道もあります。時速 300 キロでは走れませんが、この「新幹線」もまた、地域の足を支える大切な乗り物の一つです。

(岡山大学職員組合 組合だより 213 号より加筆のうえ掲載)

おわりに

今回は四国と新幹線の意外な関係についてご紹介しました。近年、新幹線のネットワークは全国に伸び、新たに新幹線が通ることになった地方は観光客の増加など、恩恵があるようです。一方で新幹線が通っていない地域も日本各地にあります。しかしながらそういった地域にも、地元の味わい深い観光名所や美味しい郷土料理がたくさんあります。新幹線のスピードは旅行の際には魅力的ですが、全国の鉄道を愛するフーテン旅行記としては、新幹線の通っていない地方にも引き続き焦点を当てていきたいと思います。

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 本文については、以下を基準とします。

2頁	2000字	4頁	4000字
5頁	5000字	6頁	6000字
- 原稿締切 毎奇数月・15日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第41巻4号 2017年10月
(大学調査時報・大学部時報通算223号)

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671
〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 MSK ビル7階

第39巻6号（2016年2月）までについて、冊子の購入ができます（一冊500円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座 00170-6-18892



全国大学高専教職員組合
Faculty and Staff Union of Japanese Universities